

令和8年3月中野市議会定例会議事日程（第1号）

令和8年3月2日（月）午前10時開議

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 報告第1号 道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 5 議案第1号 令和7年度中野市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告について
- 6 議案第2号 令和7年度中野市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について
- 7 議案第3号 中野市行政手続条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第4号 中野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第5号 中野市音声告知放送施設条例を廃止する条例案
- 10 議案第6号 中野市市税条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第7号 中野市手数料条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第8号 中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第9号 中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例並びに中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第10号 中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案
- 15 議案第11号 中野市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例案
- 16 議案第12号 中野市保育所利用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 17 議案第13号 中野市体育施設条例の一部を改正する条例案
- 18 議案第14号 中野市印鑑条例の一部を改正する条例案
- 19 議案第15号 中野市宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例案
- 20 議案第16号 中野市文化公園施設条例の一部を改正する条例案
- 21 議案第17号 中野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 22 議案第18号 令和7年度中野市一般会計補正予算（第9号）
- 23 議案第19号 令和7年度中野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 24 議案第20号 令和7年度中野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 25 議案第21号 令和7年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 26 議案第22号 令和8年度中野市一般会計予算
- 27 議案第23号 令和8年度中野市国民健康保険事業特別会計予算
- 28 議案第24号 令和8年度中野市後期高齢者医療事業特別会計予算

- 29 議案第25号 令和8年度中野市介護保険事業特別会計予算
- 30 議案第26号 令和8年度中野市倭財産区事業特別会計予算
- 31 議案第27号 令和8年度中野市永田財産区事業特別会計予算
- 32 議案第28号 令和8年度中野市中野財産区事業特別会計予算
- 33 議案第29号 令和8年度中野市下水道事業会計予算
- 34 議案第30号 令和8年度中野市水道事業会計予算
- 35 議案第31号 中野市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 36 請願第1号 給食センター新設統合計画の保留及び抜本的再検討を求める請願
- 37 請願第2号 (仮称)中野市美術館建設基本計画(案)に係る本体工事の保留及び計画の抜本的再検討を求める請願

令和 8 年 3 月中野市議会定例会運営日程（案）

会期 令和 8 年 3 月 2 日（月）～

3 月 1 9 日（木） 1 8 日間

| 月 日  | 曜日 | 時 間   | 会 議 | 摘 要               |
|------|----|-------|-----|-------------------|
| 3月2日 | 月  | 午前10時 | 本会議 | 開会、会期等決定、議案提案説明   |
| 3日   | 火  |       | 休 会 | 議案審査のため           |
| 4日   | 水  |       | 〃   | 〃                 |
| 5日   | 木  |       | 〃   | 〃                 |
| 6日   | 金  |       | 〃   | 〃                 |
| 7日   | 土  |       | 〃   | 土曜日のため            |
| 8日   | 日  |       | 〃   | 日曜日のため            |
| 9日   | 月  | 午前10時 | 本会議 | 議案質疑、議案付託、市政一般質問  |
| 10日  | 火  | 〃     | 〃   | 市政一般質問            |
| 11日  | 水  | 〃     | 〃   | 市政一般質問            |
| 12日  | 木  |       | 委員会 | 付託議案審査            |
| 13日  | 金  |       | 〃   | 〃                 |
| 14日  | 土  |       | 休 会 | 土曜日のため            |
| 15日  | 日  |       | 〃   | 日曜日のため            |
| 16日  | 月  |       | 委員会 | 付託議案審査            |
| 17日  | 火  |       | 休 会 | 議案整理のため           |
| 18日  | 水  |       | 〃   | 〃                 |
| 19日  | 木  | 午前10時 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、採決、閉会 |

- 市政一般質問通告は、3月2日（月）午後1時まで  
午後1時までに本会議が散会にならない場合は、散会后1時間以内とする
- 意見書（案）の提出は、3月4日（水）午後1時までとする

陳 情 書

|                            |           |       |  |
|----------------------------|-----------|-------|--|
| 番 号                        | 陳 情 第 1 号 | 陳 情 者 | 中野市大字壁田955番地<br>一般社団法人<br>長野県建築士事務所協会<br>中高支部長 蟻川 幸治<br>外 1 団体 |
| 受付年月日                      | 令和8年2月5日  |       |  |
| 件 名                        |           |       |  |
| 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化<br>について |           |       |  |

陳情趣旨

公共建築物の設計・工事監理の発注においては、価格競争入札により、著しく低い報酬額で契約せざるを得ないケースが多く、業務の質の低下と建築士事務所所員の労働環境の悪化を招く恐れがあります。

建築士法第22条の3の4では、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬基準に準拠した契約を締結するよう努めなければならないとする規定が設けられております。

業務報酬基準（告示第8号）及び耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準（告示第670号）は、実際に必要な業務等に要する報酬を算出するためのものであり、適正な報酬となるよう、以下の点についても特段の御配慮をお願いいたします。

- ・ 入札方式で設計者の選定をする場合は、入札価格調整率等を掛けて報酬を低減しないこと。また、最低制限価格の設定・引き上げをすること。
- ・ 発注仕様書において、業務細分率等により発注者側が行う業務と受託者側が行う業務の内容を明確に区分し、仕様書に明記すること。
- ・ 明確な根拠がない業務細分率の導入等による切り下げをなくすこと。
- ・ 追加的な業務が発生した場合は、適正な経費を積み上げること。
- ・ 専門的な知識や経験等が必要だが担当者が不慣れな場合は、回収設計等の業務量の積算には、設計見積を聴取するなど実情にそごが生じないようにすること。また、実施設計の発注に際し基本設計の部分が含まれる場合は、その分を加算すること。
- ・ 働き方改革に沿った工期と作業時間の設定をすること。加えて、建設業2024年問題（労働時間規制の義務化等）での施工工期の延長等による定例会議の増加等が見込まれるため、発注の際の条件の明確化や適正な人工数の見直し等の対応をすること。
- ・ 設計業務委託等技術者単価の改定（令和7年度：設計業務前年比5.2%上昇／13年連続引き上げ）に伴い、新単価を適用すること及びその特例措置（受注者は、業務委託料の変更の協議を請求することができる）に準じ新単価への変更協議に応じること。

## 陳情事項

- 1 建築士法の規定に基づき、国土交通大臣が定めた業務報酬基準（告示第8号及び告示第670号）に準拠すること。
- 2 「官庁施設の設計業務等積算基準・要領・運用」にならい、業務委託内容を明確化（対象外業務率の考え方に準じた発注を含む。）した上で、働き方改革に対応した発注をすること。
- 3 追加的な業務が発生する場合は、適正な経費の積上げをすること。また、実施設計の発注に際し基本設計部分が含まれる場合は、その分を加算すること。
- 4 「設計業務委託等技術者単価」の改定に伴い、新単価を適用すること及びその特例措置に準じ新単価への変更協議に応じること。また、木造住宅耐震診断事業の実施に当たっては、国土交通省の定める基準及び単価と乖離が生じないよう、速やかに見直しを行うこと。

陳 情 書

|  |           |     |              |
|--|-----------|-----|--------------|
| 番 号                                    | 陳 情 第 2 号 | 陳情者 | 中野市<br>小林 由知 |
| 受付年月日                                  | 令和8年2月6日  |     |              |
| 件 名                                    |           |     |              |
| 性的描写の多いマンガ・アニメ作品とのコラボレーションの中止・撤廃を求める陳情 |           |     |              |

陳情趣旨

現在中野市では、市出身の漫画家宮島礼吏氏と同氏の作品「彼女、お借りします」とコラボレーションしています。ファンイベントの開催やマンホールの設置、ラッピングタクシーの運行等、多岐に渡っています。ファンイベントにおいては、作者の講演や市長が同作品の大ファンであると公言するなどしており、次回開催も予定されています。また、同イベント開催に際して、市内の小中学校に市教育委員会の許可のもと、チラシの配布も行われました。

ここに問題があります。中野市がコラボレーションしている宮島礼吏氏の作品「彼女、お借りします」には、性的描写が多量にあるという問題です。女性キャラクターの下着が見える描写、胸を触る等の女性キャラクターへのセクシャルハラスメント行為の描写、女性キャラクターの裸等のヌード表現、更にはキャラクターの同士の性行為の直接描写です。

このような表現が多量にある作品を行政がコラボレーションの対象とするのはいかなるものでしょうか。市側が開設している問い合わせ窓口で「私の提言」を提出し、回答をいただきました。

性描写について市側は不適切な描写はないの一点張り。イベント開催については少年誌に掲載されていることに配慮すると回答がありました。

性描写の多い作品とコラボレーションする意義については、若年者の就職選択肢提示と経済効果、中野市の周知としていました。

中野市からの回答には問題点が多々あります。実際に性描写があるにもかかわらず、不適切ではないとしている点。市長は当該作品の大ファンだとイベントにて公言しております。大ファンであるのに、行政が扱うには適さない性表現の多い作品だと分からなかったのでしょうか。もしも分かっているながらコラボレーションを推し進めたのであれば、市長による行政の私物化ではないのでしょうか。

少年誌に掲載されている事に配慮するという事は、不適切な性描写があり、取扱いに配慮がある事を示しています。しかし、小中学生に性描写のある当該作品のイベント告知のチラシを配布しています。これは、中野市や市教育委員会が性表現のあるマンガ・アニメを薦めた事になります。

世界的には、子供に性表現を見せる行為は虐待に当たります。また、職業選択肢の提示についても、小中学生に向けたであろう提示に性的なマンガ、世間でいう所のエロマンガがロールモデルでいいのでしょうか。

中野市側の見識は理解に苦しみます。経済効果や市の周知についても、エロマンガで行政が金を稼ぐ、エロマンガ家の故郷、中野市でよいのでしょうか。

#### 陳情事項

宮島礼吏氏及び「彼女、お借りします」とのコラボレーションについて再考し、コラボレーションの中止・撤廃をすること。

## 陳 情 書

|                          |           |       |              |
|--------------------------|-----------|-------|--------------|
| 番 号                      | 陳 情 第 3 号 | 陳 情 者 | 中野市<br>酒井 忠雄 |
| 受付年月日                    | 令和8年2月16日 |       |              |
| 件 名                      |           |       |              |
| 中野市美術館建設計画の再検討を求め<br>る陳情 |           |       |              |

### 陳情趣旨

中野市の美術館建設の計画について、近所の小学生のお母さんから「オアシス公園に建てられると困る、嫌だ。」というお話を伺いました。子どもたちが日頃から親しんで遊んでいる場所が変わってしまうのではないかと、なくなってしまうのではないかとという心配の声が多く、私自身も長く地域で生活してきた者として、同じ思いを抱くようになりました。

オアシス公園は、道路から隔てられ遊具はないので、子どもたちが自由に、安全に、安心して遊び、市民が散歩や休憩に利用する大切な憩いの場です。ここに、それほど大きなものではないとはいえ建物が建つことで、これまで通りの利用が難しくなることを懸念しております。

また、一本木公園には既に展示スペースがあり、必要な改修や設備の整備を行うことで、美術館としての機能を十分に果たせる可能性があると考えております。建設費や維持費の面でも、今ある施設の活用は、市の財政負担を抑える現実的な選択肢であると思われまます。

さらに、約7,000筆の反対署名が集まったと伺い、多くの市立図書館やオアシス公園の利用者が、市の今の計画に不安や疑問を抱いていることを改めて感じました。市民の声を聴いていただき、計画を一旦立ち止まって再検討していただきたく、ここに陳情いたします。

### 陳情事項

- 1 現行の美術館建設計画を一旦白紙に戻すこと。
- 2 現在の建設予定地を子どもの遊び場及び市民の憩いの場として維持、保全すること。
- 3 今後の美術館整備については、一本木公園の展示スペース等、今ある施設の利活用も含めて、市民が参加して検討できる場を新たに設けること。



報告第 1 号

道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

道路上の事故に係る示談及び損害賠償の額について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

| 専決番号 | 専決年月日         | 事故発生日時              | 事故発生場所                   | 相手方の住所 | 相手方の氏名 | 損害賠償額  |
|------|---------------|---------------------|--------------------------|--------|--------|--------|
| 第6号  | 令和8年<br>1月22日 | 令和7年12月12日<br>午後2時頃 | 中野市大字永江1824番3<br>市道穴田永江線 |        |        | 8,470円 |

議案第 1 号

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 7 号）の専決処分の報告について

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 7 号）を別記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 認

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

専第 7 号

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,779 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,466,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 23 日 専決

中 野 市 長 湯 本 隆 英

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款       | 項       |
|---------|---------|
| 16 県支出金 |         |
|         | 3 委託金   |
| 19 繰入金  |         |
|         | 1 基金繰入金 |
| 歳 入     | 合 計     |

## 歳 出

| 款     | 項     |
|-------|-------|
| 2 総務費 |       |
|       | 4 選挙費 |
| 歳 出   | 合 計   |

(単位 千円)

| 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------|--------|------------|
| 1,983,454  | 25,665 | 2,009,119  |
| 120,938    | 25,665 | 146,603    |
| 1,013,241  | 1,114  | 1,014,355  |
| 1,013,241  | 1,114  | 1,014,355  |
| 29,439,497 | 26,779 | 29,466,276 |

(単位 千円)

| 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|------------|--------|------------|
| 5,428,337  | 26,779 | 5,455,116  |
| 52,021     | 26,779 | 78,800     |
| 29,439,497 | 26,779 | 29,466,276 |

(一般補7)



令和 7年度 中野市 一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款       | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|---------|------------|--------|------------|
| 16 県支出金 | 1,983,454  | 25,665 | 2,009,119  |
| 19 繰入金  | 1,013,241  | 1,114  | 1,014,355  |
| 歳入合計    | 29,439,497 | 26,779 | 29,466,276 |

(歳 出)

| 款       | 補 正 前 の 額  | 補 正 額  | 計          |
|---------|------------|--------|------------|
| 2 総務費   | 5,428,337  | 26,779 | 5,455,116  |
| 歳 出 合 計 | 29,439,497 | 26,779 | 29,466,276 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 25,665          | 0     | 0     | 1,114   |
| 25,665          | 0     | 0     | 1,114   |

## 2 歳 入

## 16 款 県支出金

25,665千円

| 項 目      | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|----------|-----------|--------|-----------|
| (3) 委託金  | 120,938   | 25,665 | 146,603   |
| 1 総務費委託金 | 119,758   | 25,665 | 145,423   |
| 計        | 1,983,454 | 25,665 | 2,009,119 |

## 19 款 繰入金

1,114千円

| 項 目         | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|-------------|-----------|-------|-----------|
| (1) 基金繰入金   | 1,013,241 | 1,114 | 1,014,355 |
| 1 財政調整基金繰入金 | 99,941    | 1,114 | 101,055   |
| 計           | 1,013,241 | 1,114 | 1,014,355 |

(単位 千円)

| 節        |        | 説   | 明                  |
|----------|--------|---|--------------------|
| 区 分      | 金 額    |   |                    |
|          |        |   |                    |
| 3 選挙費委託金 | 25,665 | ・ 衆議院議員総選挙執行委託金<br>・ 衆議院議員総選挙啓発推進委託金<br>・ 衆議院議員総選挙開票速報事務委託金 | 25,515<br>90<br>60 |
|          |        |   |                    |

(単位 千円)

| 節           |       | 説 | 明 |
|-------------|-------|---|---|
| 区 分         | 金 額   |   |   |
|             |       |   |   |
| 1 財政調整基金繰入金 | 1,114 |   |   |
|             |       |   |   |

(一般補7)

3 歳 出

2 款 総務費

26,779千円

| 項 目     | 補正前の額     | 補正額    | 計         | 補 正 額 の 財 源 内 訳       |       |       |        |
|---------|-----------|--------|-----------|-----------------------|-------|-------|--------|
|         |           |        |           | 特 定 財 源               |       |       | 一般財源   |
|         |           |        |           | 国県支出金                 | 地 方 債 | そ の 他 |        |
| (4) 選挙費 | 52,021    | 26,779 | 78,800    | 25,665                |       |       | 1,114  |
| 3 選挙執行費 | 30,008    | 26,779 | 56,787    | 25,665                |       |       | 1,114  |
|         |           |        |           | 25,665                |       |       | 1,114  |
|         |           |        |           | (県) 衆議院議員総選挙執行委託金     |       |       | 25,515 |
|         |           |        |           | (県) 衆議院議員総選挙啓発推進委託金   |       |       | 90     |
|         |           |        |           | (県) 衆議院議員総選挙開票速報事務委託金 |       |       | 60     |
| 計       | 5,428,337 | 26,779 | 5,455,116 | 25,665                |       |       | 1,114  |

(単位 千円)

| 節             |       | 説 明                  |
|---------------|-------|----------------------|
| 区 分           | 金 額   |                      |
| 1 報酬          | 3,688 |                      |
| 3 職員手当等       | 6,790 | ◎衆議院議員総選挙費 26,779    |
| 8 旅費          | 54    | 1 報酬                 |
| 10 需用費        | 1,382 | ・投票管理者報酬 334         |
| 11 役務費        | 4,643 | ・投票立会人報酬 571         |
| 12 委託料        | 7,361 | ・開票管理者報酬 13          |
| 13 使用料及び賃借料   | 171   | ・開票立会人報酬 202         |
| 17 備品購入費      | 2,508 | ・期日前投票管理者報酬 295      |
| 18 負担金補助及び交付金 | 182   | ・期日前投票立会人報酬 502      |
|               |       | ・非常勤一般職報酬 914        |
|               |       | ・非常勤一般職時間外勤務報酬 387   |
|               |       | ・非常勤一般職休日勤務報酬 470    |
|               |       | 3 職員手当等              |
|               |       | ・時間外勤務手当 6,743       |
|               |       | ・管理職員特別勤務手当 47       |
|               |       | 8 旅費                 |
|               |       | ・普通旅費 30             |
|               |       | ・非常勤一般職費用弁償(通勤費用) 24 |
|               |       | 10 需用費               |
|               |       | ・消耗品費 994            |
|               |       | ・燃料費 201             |
|               |       | ・印刷製本費 132           |
|               |       | ・修繕料 55              |
|               |       | 11 役務費               |
|               |       | ・郵便料 2,121           |
|               |       | ・電話料 25              |
|               |       | ・広告料 110             |
|               |       | ・クリーニング代 9           |
|               |       | ・公報配布手数料 767         |
|               |       | ・啓発チラシ配布手数料 767      |
|               |       | ・計数機等点検手数料 794       |
|               |       | ・公金取扱手数料 50          |
|               |       | 12 委託料 7,361         |
|               |       | ・選挙時登録等業務委託料         |
|               |       | ・ポスター掲示場設置等業務        |
|               |       | ・啓発看板設置等業務委託料        |
|               |       | ・開票会場設営等業務委託料        |
|               |       | ・開票会場駐車場誘導等業務委託料     |
|               |       | ・選挙物品搬出入等業務委託        |
|               |       | ・選挙啓発広報車運転業務委託料      |
|               |       | ・移動期日前投票所車両運転業務委託料   |
|               |       | 13 使用料及び賃借料          |
|               |       | ・会場使用料 110           |
|               |       | ・投票所借上料 61           |
|               |       | 17 備品購入費             |
|               |       | ・備品購入費 2,508         |
|               |       | 18 負担金補助及び交付金        |
|               |       | ・投票所運営経費負担金 182      |

(一般補7)

補正予算給与費明細書

1 特別職

| 区分  | 職員数<br>(人)  | 給 与 費 (千円) |         |                       |                   |           |            |     | 共済費<br>(千円) | 合計<br>(千円) | 備考     |         |  |
|-----|-------------|------------|---------|-----------------------|-------------------|-----------|------------|-----|-------------|------------|--------|---------|--|
|     |             | 報酬         | 給料      | 年間支給率<br>(月分)<br>期末手当 | 地域<br>手当          | 寒冷地<br>手当 | その他の<br>手当 | 計   |             |            |        |         |  |
| 補正後 | 長等          | 3          |         | 25,575                | ( 3.50)<br>10,448 |           |            | 213 | 48          | 36,284     | 6,786  | 43,070  |  |
|     | 議員          | 20         | 75,225  |                       | ( 3.50)<br>30,717 |           |            |     |             | 105,942    | 20,274 | 126,216 |  |
|     | その他の<br>特別職 | 2,348      | 130,324 |                       |                   |           |            |     |             | 130,324    | 17,736 | 148,060 |  |
|     | 計           | 2,371      | 205,549 | 25,575                | 41,165            |           |            | 213 | 48          | 272,550    | 44,796 | 317,346 |  |
| 補正前 | 長等          | 3          |         | 25,575                | ( 3.45)<br>10,448 |           |            | 213 | 48          | 36,284     | 6,786  | 43,070  |  |
|     | 議員          | 20         | 75,225  |                       | ( 3.45)<br>30,717 |           |            |     |             | 105,942    | 20,274 | 126,216 |  |
|     | その他の<br>特別職 | 2,189      | 128,407 |                       |                   |           |            |     |             | 128,407    | 17,736 | 146,143 |  |
|     | 計           | 2,212      | 203,632 | 25,575                | 41,165            |           |            | 213 | 48          | 270,633    | 44,796 | 315,429 |  |
| 比較  | 長等          | 0          |         | 0                     | 0                 |           |            | 0   | 0           | 0          | 0      | 0       |  |
|     | 議員          | 0          | 0       |                       | 0                 |           |            |     |             | 0          | 0      | 0       |  |
|     | その他の<br>特別職 | 159        | 1,917   |                       |                   |           |            |     |             | 1,917      | 0      | 1,917   |  |
|     | 計           | 159        | 1,917   | 0                     | 0                 |           |            | 0   | 0           | 1,917      | 0      | 1,917   |  |

2 一般職  
(1) 総括

| 区分  | 職員数<br>(人)  | 給 与 費 (千円) |           |         |           | 共済費<br>(千円) | 合計<br>(千円) | 備考 |
|-----|-------------|------------|-----------|---------|-----------|-------------|------------|----|
|     |             | 報酬         | 給料        | 職員手当    | 計         |             |            |    |
| 補正後 | ( 0)<br>789 | 510,186    | 1,495,893 | 897,502 | 2,903,581 | 596,973     | 3,500,554  |    |
| 補正前 | ( 0)<br>776 | 508,415    | 1,495,893 | 890,712 | 2,895,020 | 596,973     | 3,491,993  |    |
| 比較  | ( 0)<br>13  | 1,771      | 0         | 6,790   | 8,561     | 0           | 8,561      |    |

| 職員手当<br>の内訳<br>(千円) | 区分  | 扶養手当    | 管理職手当  | 住居手当   | 通勤手当           | 時間外<br>勤務手当 | 特殊勤務手当 | 期末手当    |
|---------------------|-----|---------|--------|--------|----------------|-------------|--------|---------|
|                     | 補正後 | 35,488  | 23,250 | 21,917 | 14,285         | 84,595      |        | 430,137 |
|                     | 補正前 | 35,488  | 23,250 | 21,917 | 14,285         | 77,852      |        | 430,137 |
|                     | 比較  | 0       | 0      | 0      | 0              | 6,743       |        | 0       |
|                     | 区分  | 勤勉手当    | 寒冷地手当  | 日宿直手当  | 管理職員<br>特別勤務手当 | 退職手当        | 夜間勤務手当 |         |
|                     | 補正後 | 260,649 | 25,487 |        | 194            | 1,500       |        |         |
|                     | 補正前 | 260,649 | 25,487 |        | 147            | 1,500       |        |         |
| 比較                  | 0   | 0       |        | 47     | 0              |             |        |         |

給与費明細書  
(一般補7)



議案第 2 号

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 8 号）の専決処分の報告について

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 8 号）を別記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 認

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 7 年度中野市一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 352,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,818,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 4 日 専決

中 野 市 長 湯 本 隆 英

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款      | 項       |
|--------|---------|
| 19 繰入金 | 1 基金繰入金 |
|        |         |
| 歳 入    | 合 計     |

## 歳 出

| 款     | 項       |
|-------|---------|
| 7 商工費 | 1 商工費   |
|       |         |
| 8 土木費 | 2 道路橋梁費 |
|       |         |
| 歳 出   | 合 計     |

(単位 千円)

| 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|---------|------------|
| 1,014,355  | 352,000 | 1,366,355  |
| 1,014,355  | 352,000 | 1,366,355  |
| 29,466,276 | 352,000 | 29,818,276 |

(単位 千円)

| 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|---------|------------|
| 3,043,713  | 122,000 | 3,165,713  |
| 3,043,713  | 122,000 | 3,165,713  |
| 3,332,654  | 230,000 | 3,562,654  |
| 2,022,333  | 230,000 | 2,252,333  |
| 29,466,276 | 352,000 | 29,818,276 |



令和 7年度 中野市 一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款      | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|--------|------------|---------|------------|
| 19 繰入金 | 1,014,355  | 352,000 | 1,366,355  |
| 歳入合計   | 29,466,276 | 352,000 | 29,818,276 |

(歳 出)

| 款       | 補 正 前 の 額  | 補 正 額   | 計          |
|---------|------------|---------|------------|
| 7 商工費   | 3,043,713  | 122,000 | 3,165,713  |
| 8 土木費   | 3,332,654  | 230,000 | 3,562,654  |
| 歳 出 合 計 | 29,466,276 | 352,000 | 29,818,276 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 0               | 0     | 0     | 122,000 |
| 0               | 0     | 0     | 230,000 |
| 0               | 0     | 0     | 352,000 |

## 2 歳 入

## 19 款 繰入金

352,000千円

| 項 目           | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|---------------|-----------|---------|-----------|
| (1) 基金繰入金     | 1,014,355 | 352,000 | 1,366,355 |
| 1 財政調整基金繰入金   | 101,055   | 230,000 | 331,055   |
| 3 ふるさと振興基金繰入金 | 676,821   | 122,000 | 798,821   |
| 計             | 1,014,355 | 352,000 | 1,366,355 |

(単位 千円)

| 節             |         | 説明 |
|---------------|---------|----|
| 区分            | 金額      |    |
|               |         |    |
| 1 財政調整基金繰入金   | 230,000 |    |
| 1 ふるさと振興基金繰入金 | 122,000 |    |
|               |         |    |

(一般補8)

3 歳 出

7 款 商工費

122,000千円

| 項 目     | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------------|-------|-------|---------|
|         |           |         |           | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源    |
|         |           |         |           | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| (1) 商工費 | 3,043,713 | 122,000 | 3,165,713 |                 |       |       | 122,000 |
| 4 交流推進費 | 1,882,604 | 122,000 | 2,004,604 |                 |       |       | 122,000 |
|         |           |         |           |                 |       |       | 122,000 |
| 計       | 3,043,713 | 122,000 | 3,165,713 |                 |       |       | 122,000 |

8 款 土木費

230,000千円

| 項 目       | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------------|-------|-------|---------|
|           |           |         |           | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源    |
|           |           |         |           | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| (2) 道路橋梁費 | 2,022,333 | 230,000 | 2,252,333 |                 |       |       | 230,000 |
| 6 除雪費     | 401,810   | 230,000 | 631,810   |                 |       |       | 230,000 |
|           |           |         |           |                 |       |       | 230,000 |
| 計         | 3,332,654 | 230,000 | 3,562,654 |                 |       |       | 230,000 |

(単位 千円)

| 節      |         | 説明                  |
|--------|---------|---------------------|
| 区分     | 金額      |                     |
|        |         |                     |
| 12 委託料 | 122,000 |                     |
|        |         | ◎ふるさと寄附金事業費 122,000 |
|        |         | 12 委託料 122,000      |
|        |         | ・ふるさと寄附金業務委託料       |
|        |         |                     |

(単位 千円)

| 節      |         | 説明             |
|--------|---------|----------------|
| 区分     | 金額      |                |
|        |         |                |
| 12 委託料 | 230,000 |                |
|        |         | ◎除雪事業費 230,000 |
|        |         | 12 委託料 230,000 |
|        |         | ・除雪委託料         |
|        |         |                |

(一般補8)

議案第 3 号

中野市行政手続条例の一部を改正する条例案

中野市行政手続条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

中野市行政手続条例（平成17年中野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 届出（第37条）を 「第6章 届出（第37条）  
第7章 雑則（第38条）」 に改める。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を中野市公告式条例（平成17年中野市条例第3号）第2条第2項に規定する中野市役所掲示場及び中野市豊田庁舎掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を中野市公告式条例（平成17年中野市条例第3号）第2条第2項に規定する中野市役所掲示場及び中野市豊田庁舎掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同項後段中「第15条第3項」を「同条第3項及び第4項」に改め、「参加人」と、「」の次に「同項後段中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「及び」の次に「第4項並びに」を加え、同条後段中「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

本則に次の1章を加える。

## 第7章 雑則

### (委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例による改正後の中野市行政手続条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例第22条第3項（改正後の条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。



議案第 4 号

中野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

中野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

中野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年中野市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「規定する扶養親族」の次に「又は当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの」を加え、「扶養親族」を「扶養親族等」に改め、「扶養親族の」を「扶養親族等の」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 5 号

中野市音声告知放送施設条例を廃止する条例案

中野市音声告知放送施設条例を別記のとおり廃止するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市音声告知放送施設条例を廃止する条例（案）

中野市音声告知放送施設条例（平成20年中野市条例第23号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 6 号

中野市市税条例の一部を改正する条例案

中野市市税条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市市税条例の一部を改正する条例（案）

中野市市税条例（平成17年中野市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第34条の4の2第1項中「8.4分の1.2」を「8.4分の2.4」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野市市税条例第34条の4の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人等の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人等の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人等の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人等の市民税については、なお従前の例による。

議案第 7 号

中野市手数料条例の一部を改正する条例案

中野市手数料条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市手数料条例の一部を改正する条例（案）

中野市手数料条例（平成17年中野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

別表租税公課に関する証明の項金額の欄中「300円」の次に「（多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付を受けた場合は、200円）」を加え、同表印鑑に関する証明の項金額の欄及び住民票の写し又は戸籍の附票の写しの項金額の欄中「300円」の次に「（多機能端末機により交付を受けた場合は、200円）」を加え、同表戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付の項金額の欄中「450円」の次に「（多機能端末機により交付を受けた場合は、300円）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第 8 号

中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

中野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）

中野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年中野市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号」を「433円を、第2号から第5号」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

「

|     |         |         |         |   |
|-----|---------|---------|---------|---|
| 別表中 | 12,900円 | 13,700円 | 14,500円 | を |
|     | 11,300円 | 12,100円 | 12,900円 |   |
|     | 9,700円  | 10,500円 | 11,300円 |   |

」

「

|         |         |         |       |
|---------|---------|---------|-------|
| 13,340円 | 14,170円 | 15,000円 | に改める。 |
| 11,670円 | 12,500円 | 13,340円 |       |
| 10,000円 | 10,840円 | 11,670円 |       |

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の中野市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 9 号

中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例並びに中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例並びに中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例並びに中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

（中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部改正）

第1条 中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例（平成17年中野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正）

第2条 中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年中野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の規定並びに第2条の規定による改正後の中野市議会議員及び中野市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される中野市議会議員及び中野市長の選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された中野市議会議員及び中野市長の選挙については、なお従前の例による。

議案第10号

中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案

中野市福祉医療費給付金条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和8年3月2日 提出

中野市長 湯本隆英

令和8年3月 日 決

中野市議会議長 芦澤孝幸

中野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

中野市福祉医療費給付金条例（平成17年中野市条例第210号）の一部を次のように改正する。

第6条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中野市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた療養の給付等について適用し、同日前までに受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

中野市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例案

中野市子育て支援拠点施設条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

中野市子育て支援拠点施設条例の一部を改正する条例（案）

中野市子育て支援拠点施設条例（令和4年中野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の表一時預かり室の項中「生後6月」を「生後3月」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

中野市保育所利用料徴収条例の一部を改正する条例案

中野市保育所利用料徴収条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市保育所利用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

中野市保育所利用料徴収条例（平成17年中野市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 3 児童福祉法（昭和36年法律第164号）第34条の15第1項の規定により市が実施する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）の利用の決定を受けた児童の保護者は、乳児等通園支援事業に係る利用者負担額を納付しなければならない。

第3条に次の1項を加える。

- 3 乳児等通園支援事業に係る利用者負担額は、国が示す標準的な利用料の額の範囲内で、市長が別に定める額とする。

第4条第2項中「及び休日保育」を「、休日保育及び乳児等通園支援事業」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 13 号

中野市体育施設条例の一部を改正する条例案

中野市体育施設条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

中野市体育施設条例の一部を改正する条例（案）

中野市体育施設条例（平成17年中野市条例第191号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|        |            |             |                   |
|--------|------------|-------------|-------------------|
| 1時間当たり | 円<br>1,660 | 円<br>62,250 | 円<br>1時間当たり 3,750 |
|--------|------------|-------------|-------------------|

を

「

|            |          |         |  |
|------------|----------|---------|--|
| 1時間当たり     | 1,660円   | 62,250円 | 1時間当たり 3,750円                                  |
| 備品等<br>使用料 | 電光掲示板    | 一式につき1回 | 入場料を徴収する場合<br>10,000円<br>入場料を徴収しない場合<br>3,000円 |
|            | ピッチングマシン | 一式につき1回 | 500円   |

に

改める。

別表第4中

「

|  |      |                 |     |
|--|------|-----------------|-----|
|  | 暖房器具 | 1台につき1時<br>間当たり | 100 |
|--|------|-----------------|-----|

を

「

|  |         |                 |     |
|--|---------|-----------------|-----|
|  | 暖房器具    | 1台につき1時<br>間当たり | 100 |
|  | 移動式冷暖房機 | 1台につき1時<br>間当たり | 200 |

に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 14 号

中野市印鑑条例の一部を改正する条例案

中野市印鑑条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

中野市印鑑条例（平成17年中野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「規定する利用者証明用電子証明書」を「規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

中野市宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例案

中野市宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例を別記のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

## 中野市宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例（案）

### （設置）

第1条 中野市の観光振興を図るため、中野市宿泊税交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

### （積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、長野県宿泊税市町村交付金（第5条第2項において「交付金」という。）として長野県から交付される額のうち、その年度の予算で定める額とする。

### （管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### （運用益の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、中野市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### （処分）

第5条 市長は、第1条の設置目的を達成するための事業を行う場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、交付金を長野県に返還するための財源に充てるため、基金の全部又は一部を処分することができる。

### （繰替運用）

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### （委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

中野市文化公園施設条例の一部を改正する条例案

中野市文化公園施設条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和8年3月2日 提出

中野市長 湯本隆英

令和8年3月 日 決

中野市議会議長 芦澤孝幸

中野市文化公園施設条例の一部を改正する条例（案）

中野市文化公園施設条例（平成17年中野市条例第160号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| 北信濃ふるさとの森文化公園オートキャンプ場 | 中野市大字七瀬1003番地 |
|-----------------------|---------------|

」 を

「

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 北信濃ふるさとの森文化公園オートキャンプ場 | 中野市大字七瀬1003番地  |
| 北信濃ふるさとの森文化公園宿泊施設     | 中野市大字栗林1012番地口 |

」 に改める。

第8条第6項ただし書中「及びオートキャンプ場」を「、オートキャンプ場及び宿泊施設」に改める。

別表第1中

「

|          |                   |                  |
|----------|-------------------|------------------|
| オートキャンプ場 | 12月1日から翌年の3月31日まで | 午後1時から翌日の午前10時まで |
|----------|-------------------|------------------|

」 を

「

|          |                   |                   |
|----------|-------------------|-------------------|
| オートキャンプ場 | 12月1日から翌年の3月31日まで | 午後1時から退去日の午前10時まで |
| 宿泊施設     | 無休                | 午後2時から退去日の午前10時まで |

」

に改める。

別表第2中 「

|          |       |        |
|----------|-------|--------|
| オートキャンプ場 | 1区画1泊 | 5,000円 |
|----------|-------|--------|

」 を

「

|          |       |         |
|----------|-------|---------|
| オートキャンプ場 | 1区画1泊 | 5,000円  |
| 宿泊施設     | 1棟1泊  | 50,000円 |

」 に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

中野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する  
条例案

中野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を別記のとおり改正するものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

中野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する  
 条例（案）

中野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成17年中野市条例第162号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

「

|  |
|--|
| 特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計の面積 |
|--|

」を

「

|  |
|--|
| 特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計の面積 |
|--|

」に、

「

|            |             |
|------------|-------------|
| 特定用途に供する部分 | 非特定用途に供する部分 |
| 150㎡       | 450㎡        |

」を

「

|                    |              |                                     |                   |
|--------------------|--------------|-------------------------------------|-------------------|
| 百貨店その他の店舗の用途に供する部分 | 事務所の用途に供する部分 | 特定用途（百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分 | 共同住宅及び非特定用途に供する部分 |
| 150㎡               | 200㎡         | 200㎡                                | 450㎡              |

」に、

改める。

第5条中「乗じたもの」を「乗じて得たもの」に改める。

第8条第2項中「1台分については、車いす利用者のための駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置に設置される車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設として、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上、はり下の高さ2.3メートル以上としなければならない」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、当該建築物の構造又は敷地の状態から市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 附置義務台数が200以下の場合 当該台数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(2) 附置義務台数が200を超える場合 当該台数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

第12条に次の1項を加える。

- 2 第4条から第7条までの規定により設置された駐車施設（第9条第1項の規定により建築物又はその敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。）の所有者又は管理者は、当該駐車施設を廃止したときは、10日以内に市長に届け出なければならない。

第14条第2項中「文書」を「措置命令書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して6月以内に建築物の新築、増築又は用途変更の工事に着手した者については、この条例による改正後の中野市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第4条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。



令和7年度中野市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度中野市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,030,081千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年3月2日 提出

中野市長 湯本隆英

令和8年3月 日 決

中野市議会議長 芦澤孝幸



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款        | 項        |
|----------|----------|
| 11 地方交付税 |          |
|          | 1 地方交付税  |
| 15 国庫支出金 |          |
|          | 1 国庫負担金  |
|          | 2 国庫補助金  |
| 16 県支出金  |          |
|          | 1 県負担金   |
|          | 2 県補助金   |
| 17 財産収入  |          |
|          | 1 財産運用収入 |
| 18 寄附金   |          |
|          | 1 寄附金    |
| 19 繰入金   |          |
|          | 1 基金繰入金  |
| 21 諸収入   |          |
|          | 5 雑入     |
| 22 市債    |          |
|          | 1 市債     |
| 歳 入      | 合 計      |

## 歳 出

| 款     | 項           |
|-------|-------------|
| 2 総務費 |             |
|       | 1 総務管理費     |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 |
| 3 民生費 |             |
|       | 1 社会福祉費     |

(単位 千円)

| 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|------------|----------|------------|
| 5,538,161  | 291,529  | 5,829,690  |
| 5,538,161  | 291,529  | 5,829,690  |
| 4,154,423  | 77,383   | 4,231,806  |
| 2,109,664  | △15,700  | 2,093,964  |
| 2,029,587  | 93,083   | 2,122,670  |
| 2,009,119  | 7,748    | 2,016,867  |
| 740,664    | △9,627   | 731,037    |
| 1,121,852  | 17,375   | 1,139,227  |
| 79,697     | 7,434    | 87,131     |
| 63,946     | 7,434    | 71,380     |
| 3,701,921  | 253      | 3,702,174  |
| 3,701,921  | 253      | 3,702,174  |
| 1,366,355  | △238,483 | 1,127,872  |
| 1,366,355  | △238,483 | 1,127,872  |
| 704,545    | △3,459   | 701,086    |
| 326,497    | △3,459   | 323,038    |
| 2,950,300  | 69,400   | 3,019,700  |
| 2,950,300  | 69,400   | 3,019,700  |
| 29,818,276 | 211,805  | 30,030,081 |

(単位 千円)

| 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-----------|---------|-----------|
| 5,455,116 | 167,095 | 5,622,211 |
| 4,840,373 | 188,640 | 5,029,013 |
| 203,469   | △21,545 | 181,924   |
| 8,387,449 | △78,109 | 8,309,340 |
| 4,334,753 | △2,014  | 4,332,739 |

(一般補9)

| 款        | 項       |
|----------|---------|
|          | 2 児童福祉費 |
| 4 衛生費    |         |
|          | 1 保健衛生費 |
|          | 2 清掃費   |
| 6 農林水産業費 |         |
|          | 1 農業費   |
| 8 土木費    |         |
|          | 2 道路橋梁費 |
|          | 4 都市計画費 |
| 9 消防費    |         |
|          | 1 消防費   |
| 10 教育費   |         |
|          | 1 教育総務費 |
| 歳 出      | 合 計     |

(単位 千円)

| 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|------------|---------|------------|
| 3,711,044  | △76,095 | 3,634,949  |
| 1,495,409  | 14,470  | 1,509,879  |
| 932,118    | 49,271  | 981,389    |
| 563,291    | △34,801 | 528,490    |
| 1,613,895  | 30,440  | 1,644,335  |
| 1,582,731  | 30,440  | 1,613,171  |
| 3,562,654  | 87,627  | 3,650,281  |
| 2,252,333  | 65,000  | 2,317,333  |
| 1,000,635  | 22,627  | 1,023,262  |
| 903,383    | △9,802  | 893,581    |
| 903,383    | △9,802  | 893,581    |
| 2,555,955  | 84      | 2,556,039  |
| 299,941    | 84      | 300,025    |
| 29,818,276 | 211,805 | 30,030,081 |

(一般補9)

## 第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

| 款        | 項           | 事業名                    | 金額      |
|----------|-------------|------------------------|---------|
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | 危機管理事業費                | 12,100  |
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | 物価高騰対応重点支援事業費          | 49,319  |
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | 地域支え合い商品券事業費           | 219,000 |
| 2 総務費    | 1 総務管理費     | スポーツ施設維持整備事業費          | 38,352  |
| 2 総務費    | 3 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳事務費            | 4,998   |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費     | 物価高対応子育て応援手当給付事業費      | 6,456   |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費     | 公立保育所維持整備事業費           | 13,035  |
| 3 民生費    | 2 児童福祉費     | 児童センター・放課後児童クラブ維持整備事業費 | 9,447   |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費       | 農業振興支援事業費              | 17,240  |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費       | 農業施設整備事業費              | 13,200  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 幹線道路整備事業費              | 122,090 |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 生活道路整備事業費              | 2,000   |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 舗装事業費                  | 52,000  |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 道路橋梁維持事業費              | 210,000 |
| 8 土木費    | 2 道路橋梁費     | 通学路安全対策事業費             | 137,500 |
| 10 教育費   | 4 社会教育費     | 西部公民館維持整備事業費           | 20,890  |
| 10 教育費   | 4 社会教育費     | 図書館維持整備事業費             | 33,330  |

### 第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位 千円)

| 事 項                | 期 間               | 限 度 額                |
|--------------------|-------------------|----------------------|
| 令和 7 年度創業支援資金利子補給金 | 令和 8 年度から令和10年度まで | 創業支援資金利子補給金交付要綱に定める額 |

(変更)

(単位 千円)

| 事 項                   | 補 正 前   |       | 補 正 後                  |       |
|-----------------------|---------|-------|------------------------|-------|
|                       | 期 間     | 限 度 額 | 期 間                    | 限 度 額 |
| 都市計画道路三好町線計画変更支援業務委託料 | 令和 8 年度 | 4,004 | 令和 8 年度から<br>令和 9 年度まで | 7,150 |

## 第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

| 起債の目的             | 限度額    | 起債の方法              | 利率   | 償還の方法   |
|-------------------|--------|--------------------|--|---|
| 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業 | 26,400 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。<br>ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。 |

(変更)

(単位 千円)

| 起債の目的         | 補 正 前   |                    |  |   | 補 正 後   |                    |  |   |
|---------------|---------|--------------------|--|---|---------|--------------------|--|---|
|               | 限度額     | 起債の方法              | 利率   | 償還の方法   | 限度額     | 起債の方法              | 利率   | 償還の方法   |
| 公共事業等         | 477,200 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 3.5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。<br>ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。 | 509,700 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協議する。<br>ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。 |
| 学校教育施設等整備事業   | 75,000  |                    |  |   | 0       |                    |  |   |
| 一般補助施設整備等事業   | 116,800 |                    |  |   | 116,800 |                    |  |   |
| 地域活性化事業       | 1,400   |                    |  |   | 1,400   |                    |  |   |
| 緊急防災・減災事業     | 94,000  |                    |  |   | 94,000  |                    |  |   |
| 公共施設等適正管理推進事業 | 123,100 |                    |  |   | 213,100 |                    |  |   |
| 緊急自然災害防止対策事業  | 394,000 |                    |  |   | 394,000 |                    |  |   |
| 脱炭素化推進事業      | 747,300 |                    |  |   | 747,300 |                    |  |   |
| こども・子育て支援事業   | 19,000  |                    |  |   | 19,000  |                    |  |   |
| 辺地対策事業        | 54,000  |                    |  |   | 54,000  |                    |  |   |
| 過疎対策事業        | 832,200 |                    |  |   | 832,200 |                    |  |   |
| デジタル活用推進事業    | 11,800  |                    |  |   | 11,800  |                    |  |   |

令和 7年度 中野市 一般会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額      | 計          |
|----------|------------|----------|------------|
| 11 地方交付税 | 5,538,161  | 291,529  | 5,829,690  |
| 15 国庫支出金 | 4,154,423  | 77,383   | 4,231,806  |
| 16 県支出金  | 2,009,119  | 7,748    | 2,016,867  |
| 17 財産収入  | 79,697     | 7,434    | 87,131     |
| 18 寄附金   | 3,701,921  | 253      | 3,702,174  |
| 19 繰入金   | 1,366,355  | △238,483 | 1,127,872  |
| 21 諸収入   | 704,545    | △3,459   | 701,086    |
| 22 市債    | 2,950,300  | 69,400   | 3,019,700  |
| 歳入合計     | 29,818,276 | 211,805  | 30,030,081 |

(歳 出)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
| 2 総務費    | 5,455,116  | 167,095 | 5,622,211  |
| 3 民生費    | 8,387,449  | △78,109 | 8,309,340  |
| 4 衛生費    | 1,495,409  | 14,470  | 1,509,879  |
| 6 農林水産業費 | 1,613,895  | 30,440  | 1,644,335  |
| 8 土木費    | 3,562,654  | 87,627  | 3,650,281  |
| 9 消防費    | 903,383    | △9,802  | 893,581    |
| 10 教育費   | 2,555,955  | 84      | 2,556,039  |
| 歳 出 合 計  | 29,818,276 | 211,805 | 30,030,081 |

(単位 千円)

| 補正額の財源内訳 |        |        |         |
|----------|--------|--------|---------|
| 特定財源     |        |        | 一般財源    |
| 国県支出金    | 地方債    | その他    |         |
| 68,380   | 0      | 7,603  | 91,112  |
| △46,189  | △4,500 | △3,459 | △23,961 |
| 0        | 0      | 0      | 14,470  |
| 30,440   | 0      | 0      | 0       |
| 32,500   | 58,900 | 0      | △3,773  |
| 0        | 0      | 0      | △9,802  |
| 0        | 15,000 | 84     | △15,000 |
| 85,131   | 69,400 | 4,228  | 53,046  |

(一般補9)

## 2 歳 入

## 11 款 地方交付税

291,529千円

| 項 目       | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| (1) 地方交付税 | 5,538,161 | 291,529 | 5,829,690 |
| 1 地方交付税   | 5,538,161 | 291,529 | 5,829,690 |
| 計         | 5,538,161 | 291,529 | 5,829,690 |

## 15 款 国庫支出金

77,383千円

| 項 目        | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|------------|-----------|---------|-----------|
| (1) 国庫負担金  | 2,109,664 | △15,700 | 2,093,964 |
| 1 民生費国庫負担金 | 2,106,002 | △15,700 | 2,090,302 |
| (2) 国庫補助金  | 2,029,587 | 93,083  | 2,122,670 |
| 1 総務費国庫補助金 | 1,172,201 | 62,880  | 1,235,081 |
| 2 民生費国庫補助金 | 258,854   | △2,297  | 256,557   |
| 5 土木費国庫補助金 | 585,446   | 32,500  | 617,946   |
| 計          | 4,154,423 | 77,383  | 4,231,806 |

## 16 款 県支出金

7,748千円

| 項 目          | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         |
|--------------|-----------|---------|-----------|
| (1) 県負担金     | 740,664   | △9,627  | 731,037   |
| 2 民生費県負担金    | 723,020   | △9,627  | 713,393   |
| (2) 県補助金     | 1,121,852 | 17,375  | 1,139,227 |
| 2 民生費県補助金    | 336,162   | △13,065 | 323,097   |
| 4 農林水産業費県補助金 | 635,219   | 30,440  | 665,659   |
| 計            | 2,009,119 | 7,748   | 2,016,867 |

(単位 千円)

| 節       |         | 説      | 明 |
|---------|---------|--------|---|
| 区 分     | 金 額     |        |   |
| 1 地方交付税 | 291,529 | ・普通交付税 |   |

(単位 千円)

| 節          |         | 説  | 明   |
|------------|---------|--|---|
| 区 分        | 金 額     |  |   |
| 2 児童福祉費負担金 | △15,700 | ・子どものための教育・保育給付交付金<br>・子育てのための施設等利用給付交付金   | △9,995<br>△5,705                              |
| 1 総務管理費補助金 | 62,880  | ・デジタル基盤改革支援補助金<br>・新しい地方経済・生活環境創生交付金<br>・社会保障・税番号制度システム整備費補助金<br>・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金<br>・地域未来交付金（地域防災緊急整備型） | △3,630<br>△5,500<br>△6,058<br>72,018<br>6,050 |
| 2 児童福祉費補助金 | △2,297  | ・子ども・子育て支援交付金  |   |
| 1 道路橋梁費補助金 | 32,500  | ・社会資本整備総合交付金（道路事業）   |   |

(単位 千円)

| 節          |         | 説  | 明                           |
|------------|---------|--|-----------------------------|
| 区 分        | 金 額     |  |                             |
| 2 児童福祉費負担金 | △9,627  | ・子どものための教育・保育給付交付金<br>・子育てのための施設等利用給付交付金                     | △6,775<br>△2,852            |
| 1 社会福祉費補助金 | 2,323   | ・地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備分）補助金                                 |                             |
| 2 児童福祉費補助金 | △15,388 | ・子どものための教育・保育給付地方単独費用交付金<br>・子ども・子育て支援事業交付金<br>・保育士加配支援事業補助金 | △10,876<br>△2,297<br>△2,215 |
| 1 農業費補助金   | 30,440  | ・農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金<br>・担い手確保・経営強化支援事業補助金                   | 13,200<br>17,240            |

(一般補9)

## 17 款 財産収入

7,434千円

| 項 目        | 補正前の額  | 補 正 額 | 計      |
|------------|--------|-------|--------|
| (1) 財産運用収入 | 63,946 | 7,434 | 71,380 |
| 2 利子及び配当金  | 43,525 | 7,434 | 50,959 |
| 計          | 79,697 | 7,434 | 87,131 |

## 18 款 寄附金

253千円

| 項 目      | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|----------|-----------|-------|-----------|
| (1) 寄附金  | 3,701,921 | 253   | 3,702,174 |
| 1 総務費寄附金 | 3,700,000 | 253   | 3,700,253 |
| 計        | 3,701,921 | 253   | 3,702,174 |

## 19 款 繰入金

△238,483千円

| 項 目         | 補正前の額     | 補 正 額    | 計         |
|-------------|-----------|----------|-----------|
| (1) 基金繰入金   | 1,366,355 | △238,483 | 1,127,872 |
| 1 財政調整基金繰入金 | 331,055   | △238,483 | 92,572    |
| 計           | 1,366,355 | △238,483 | 1,127,872 |

## 21 款 諸収入

△3,459千円

| 項 目    | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|--------|---------|--------|---------|
| (5) 雑入 | 326,497 | △3,459 | 323,038 |
| 1 雑入   | 326,497 | △3,459 | 323,038 |
| 計      | 704,545 | △3,459 | 701,086 |

(単位 千円)

| 節   |         | 説     | 明  |
|-----|---------|-------|--|
| 区 分 | 金 額     |       |  |
| 1   | 利子及び配当金 | 7,434 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政調整基金積立金利子 4,190</li> <li>・ 減債基金積立金利子 1,250</li> <li>・ 公共施設等整備基金積立金利子 450</li> <li>・ 車両購入基金積立金利子 75</li> <li>・ 職員退職手当基金積立金利子 1,060</li> <li>・ 奨学基金積立金利子 84</li> <li>・ 文化芸術振興基金積立金利子 55</li> <li>・ 合併振興基金積立金利子 270</li> </ul> |

(単位 千円)

| 節   |          | 説   | 明          |
|-----|----------|-----|------------|
| 区 分 | 金 額      |     |            |
| 1   | 総務管理費寄附金 | 253 | ・ 文化振興費寄附金 |

(単位 千円)

| 節   |           | 説        | 明 |
|-----|-----------|----------|---|
| 区 分 | 金 額       |          |   |
| 1   | 財政調整基金繰入金 | △238,483 |   |

(単位 千円)

| 節   |     | 説      | 明           |
|-----|-----|--------|-------------|
| 区 分 | 金 額 |        |             |
| 1   | 雑入  | △3,459 | ・ 高齢者福祉関係雑入 |

(一般補9)

## 22 款 市債

69,400千円

| 項 目    | 補正前の額     | 補 正 額  | 計         |
|--------|-----------|--------|-----------|
| (1) 市債 | 2,950,300 | 69,400 | 3,019,700 |
| 2 民生債  | 71,300    | △4,500 | 66,800    |
| 6 土木債  | 1,090,200 | 58,900 | 1,149,100 |
| 8 教育債  | 483,800   | 15,000 | 498,800   |
| 計      | 2,950,300 | 69,400 | 3,019,700 |

(単位 千円)

| 節 |       | 説      | 明                                |
|---|-------|--------|----------------------------------|
| 区 | 分     |        |                                  |
|   |       |        |                                  |
| 2 | 児童福祉債 | △4,500 | ・一般補助施設整備等事業債                    |
| 1 | 道路橋梁債 | 32,500 | ・公共事業等債                          |
| 3 | 都市計画債 | 26,400 | ・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債              |
| 1 | 教育総務債 | 15,000 | ・学校教育施設等整備事業債<br>・公共施設等適正管理推進事業債 |
|   |       |        | △75,000<br>90,000                |

(一般補9)

3 歳 出

2 款 総務費

167,095千円

| 項 目           | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補 正 額 の 財 源 内 訳          |       |       |         |
|---------------|-----------|---------|-----------|--------------------------|-------|-------|---------|
|               |           |         |           | 特 定 財 源                  |       |       | 一般財源    |
|               |           |         |           | 国県支出金                    | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| (1) 総務管理費     | 4,840,373 | 188,640 | 5,029,013 | 78,068                   |       | 7,603 | 102,969 |
| 1 一般管理費       | 593,185   | 98,860  | 692,045   |                          |       |       | 98,860  |
|               |           |         |           |                          |       |       | 98,860  |
| 4 危機管理費       | 63,879    | 12,100  | 75,979    | 6,050                    |       |       | 6,050   |
|               |           |         |           | 6,050                    |       |       | 6,050   |
|               |           |         |           | (国) 地域未来交付金 (地域防災緊急整備型)  |       |       | 6,050   |
| 6 諸費          | 77,175    | △18,000 | 59,175    |                          |       |       | △18,000 |
|               |           |         |           |                          |       |       | △18,000 |
| 10 政策費        | 930,900   | 49,319  | 980,219   | 72,018                   |       |       | △22,699 |
|               |           |         |           | 46,577                   |       |       | 2,742   |
|               |           |         |           | (国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  |       |       | 46,577  |
|               |           |         |           | 25,441                   |       |       | △25,441 |
|               |           |         |           | (国) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金  |       |       | 25,441  |
| 13 文化振興費      | 136,235   | 308     | 136,543   |                          |       | 308   |         |
|               |           |         |           |                          |       | 308   |         |
|               |           |         |           | (財) 文化芸術振興基金積立金利子        |       |       | 55      |
|               |           |         |           | (寄) 文化振興費寄附金             |       |       | 253     |
| 15 基金積立金      | 1,063,526 | 46,053  | 1,109,579 |                          |       | 7,295 | 38,758  |
|               |           |         |           |                          |       | 7,295 | 38,758  |
|               |           |         |           | (財) 財政調整基金積立金利子          |       |       | 4,190   |
|               |           |         |           | (財) 減債基金積立金利子            |       |       | 1,250   |
|               |           |         |           | (財) 公共施設等整備基金積立金利子       |       |       | 450     |
|               |           |         |           | (財) 車両購入基金積立金利子          |       |       | 75      |
|               |           |         |           | (財) 職員退職手当基金積立金利子        |       |       | 1,060   |
|               |           |         |           | (財) 合併振興基金積立金利子          |       |       | 270     |
| (3) 戸籍住民基本台帳費 | 203,469   | △21,545 | 181,924   | △9,688                   |       |       | △11,857 |
| 1 戸籍住民基本台帳費   | 203,469   | △21,545 | 181,924   | △9,688                   |       |       | △11,857 |
|               |           |         |           | △9,688                   |       |       | △11,857 |
|               |           |         |           | (国) デジタル基盤改革支援補助金        |       |       | △3,630  |
|               |           |         |           | (国) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 |       |       | △6,058  |

(単位 千円)

| 節             |         | 説 明  |
|---------------|---------|--|
| 区 分           | 金 額     |  |
| 3 職員手当等       | 98,860  | ◎職員人件費 98,860<br>3 職員手当等<br>・常勤一般職退職手当 96,007<br>・非常勤一般職退職手当 2,853   |
| 17 備品購入費      | 12,100  | ◎危機管理事業費 12,100<br>17 備品購入費<br>・備品購入費 12,100   |
| 18 負担金補助及び交付金 | △18,000 | ◎地域活性化推進事業費 △18,000<br>18 負担金補助及び交付金<br>・公会堂建設事業補助金 △18,000  |
| 18 負担金補助及び交付金 | 49,319  | ◎物価高騰対応重点支援事業費 49,319<br>18 負担金補助及び交付金<br>・物価高騰対応重点支援事業負担金 49,319<br>◎地域支え合い商品券事業費   |
| 24 積立金        | 308     | ◎文化芸術振興事業費 308<br>24 積立金<br>・文化芸術振興基金積立金 308   |
| 24 積立金        | 46,053  | ◎基金積立金 46,053<br>24 積立金<br>・財政調整基金積立金 4,190<br>・減債基金積立金 40,008<br>・公共施設等整備基金積立金 450<br>・車両購入基金積立金 75<br>・職員退職手当基金積立金 1,060<br>・合併振興基金積立金 270 |
| 12 委託料        | △21,545 | ◎戸籍住民基本台帳事務費 △21,545<br>12 委託料 △21,545<br>・戸籍システム改修等業務委託料<br>・戸籍振り仮名対応業務委託料  |

(一般補9)

2 款 総務費

| 項 目 | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補正額の財源内訳 |     |       |        |
|-----|-----------|---------|-----------|----------|-----|-------|--------|
|     |           |         |           | 特定財源     |     |       | 一般財源   |
|     |           |         |           | 国県支出金    | 地方債 | その他   |        |
| 計   | 5,455,116 | 167,095 | 5,622,211 | 68,380   |     | 7,603 | 91,112 |

3 款 民生費

△78,109千円

| 項 目       | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補正額の財源内訳                    |        |        |                                       |
|-----------|-----------|---------|-----------|-----------------------------|--------|--------|---------------------------------------|
|           |           |         |           | 特定財源                        |        |        | 一般財源                                  |
|           |           |         |           | 国県支出金                       | 地方債    | その他    |                                       |
| (1) 社会福祉費 | 4,334,753 | △2,014  | 4,332,739 | 2,323                       |        | △3,459 | △878                                  |
| 4 高齢者福祉費  | 1,009,472 | △2,014  | 1,007,458 | 2,323                       |        | △3,459 | △878                                  |
|           |           |         |           |                             |        |        | △878                                  |
|           |           |         |           |                             |        | △3,459 | △3,459                                |
|           |           |         |           | 2,323                       |        |        | (国) 地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金 2,323 |
| (2) 児童福祉費 | 3,711,044 | △76,095 | 3,634,949 | △48,512                     | △4,500 |        | △23,083                               |
| 4 保育所費    | 2,029,234 | △65,095 | 1,964,139 | △43,012                     |        |        | △22,083                               |
|           |           |         |           | △6,809                      |        |        | △17,678                               |
|           |           |         |           | (国) 子ども・子育て支援交付金            |        |        | △2,297                                |
|           |           |         |           | (県) 子ども・子育て支援事業交付金          |        |        | △2,297                                |
|           |           |         |           | (県) 保育士加配支援事業補助金            |        |        | △2,215                                |
|           |           |         |           | △27,646                     |        |        | △1,551                                |
|           |           |         |           | (国) 子どものための教育・保育給付交付金       |        |        | △9,995                                |
|           |           |         |           | (県) 子どものための教育・保育給付交付金       |        |        | △6,775                                |
|           |           |         |           | (県) 子どものための教育・保育給付地方単独費用交付金 |        |        | △10,876                               |
|           |           |         |           | △8,557                      |        |        | △2,854                                |
|           |           |         |           | (国) 子育てのための施設等利用給付交付金       |        |        | △5,705                                |
|           |           |         |           | (県) 子育てのための施設等利用給付交付金       |        |        | △2,852                                |
| 5 児童福祉施設費 | 222,276   | △11,000 | 211,276   | △5,500                      | △4,500 |        | △1,000                                |
|           |           |         |           | △5,500                      | △4,500 |        | △1,000                                |
|           |           |         |           | (国) 新しい地方経済・生活環境創生交付金       |        |        |                                       |

(単位 千円)

| 節  |    | 説明 |
|----|----|----|
| 区分 | 金額 |    |
|    |    |    |

(単位 千円)

| 節                 |         | 説明  |
|-------------------|---------|---|
| 区分                | 金額      |   |
|                   |         |   |
| 12 委託料            | △3,459  |   |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | 2,323   | ◎介護保険事業特別会計繰出金 △878<br>27 繰出金<br>・介護保険事業特別会計繰出金 △878  |
| 27 繰出金            | △878    | ◎介護予防支援事業費 △3,459<br>12 委託料 △3,459<br>・介護予防支援業務委託料  |
|                   |         | ◎高齢者福祉施設整備事業費 2,323<br>18 負担金補助及び交付金<br>・地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等<br>整備分）補助金 2,323  |
|                   |         |   |
| 12 委託料            | 8,761   |   |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | △73,856 | ◎民間保育所運営等事業費 △24,487<br>18 負担金補助及び交付金<br>・特別保育事業等補助金 △24,487  |
|                   |         | ◎子どものための教育・保育給付事業費 △29,197<br>12 委託料 8,761<br>・市内私立保育所委託料<br>18 負担金補助及び交付金<br>・市内認定こども園負担金 △34,171<br>・市外保育所等負担金 △9,386<br>・市内小規模保育所負担金 5,599 |
|                   |         | ◎子育てのための施設等利用給付事業費 △11,411<br>18 負担金補助及び交付金<br>・未移行幼稚園負担金 △11,411   |
| 12 委託料            | △1,000  |   |
| 14 工事請負費          | △10,000 | ◎子育て支援拠点施設維持整備事業費 △11,000<br>12 委託料 △1,000  |

(一般補9)

3 款 民生費

| 項 目 | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補正額の財源内訳 |        |        |                  |
|-----|-----------|---------|-----------|----------|--------|--------|------------------|
|     |           |         |           | 特定財源     |        |        | 一般財源             |
|     |           |         |           | 国県支出金    | 地方債    | その他    |                  |
|     |           |         |           |          |        |        | △5,500<br>△4,500 |
| 計   | 8,387,449 | △78,109 | 8,309,340 | △46,189  | △4,500 | △3,459 | △23,961          |

4 款 衛生費

14,470千円

| 項 目       | 補正前の額     | 補正額     | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     |         |
|-----------|-----------|---------|-----------|----------|-----|-----|---------|
|           |           |         |           | 特定財源     |     |     | 一般財源    |
|           |           |         |           | 国県支出金    | 地方債 | その他 |         |
| (1) 保健衛生費 | 932,118   | 49,271  | 981,389   |          |     |     | 49,271  |
| 5 環境衛生費   | 112,697   | 49,271  | 161,968   |          |     |     | 49,271  |
|           |           |         |           |          |     |     | 49,271  |
| (2) 清掃費   | 563,291   | △34,801 | 528,490   |          |     |     | △34,801 |
| 1 清掃総務費   | 450,060   | △34,801 | 415,259   |          |     |     | △34,801 |
|           |           |         |           |          |     |     | △34,801 |
| 計         | 1,495,409 | 14,470  | 1,509,879 |          |     |     | 14,470  |

6 款 農林水産業費

30,440千円

| 項 目     | 補正前の額     | 補正額    | 計         | 補正額の財源内訳 |     |     |                                 |
|---------|-----------|--------|-----------|----------|-----|-----|---------------------------------|
|         |           |        |           | 特定財源     |     |     | 一般財源                            |
|         |           |        |           | 国県支出金    | 地方債 | その他 |                                 |
| (1) 農業費 | 1,582,731 | 30,440 | 1,613,171 | 30,440   |     |     |                                 |
| 3 農業振興費 | 630,180   | 17,240 | 647,420   | 17,240   |     |     |                                 |
|         |           |        |           | 17,240   |     |     | (県) 担い手確保・経営強化支援事業補助金<br>17,240 |
| 4 農地費   | 182,028   | 13,200 | 195,228   | 13,200   |     |     |                                 |
|         |           |        |           | 13,200   |     |     |                                 |

(単位 千円)

| 節  |    | 説明   |
|----|----|--|
| 区分 | 金額 |  |
|    |    | 14 ・子育てイベント開催業務委託料<br>工事請負費<br>・ウッドデッキ整備工事費 <span style="float: right;">△10,000</span> |
|    |    |  |

(単位 千円)

| 節                 |         | 説明  |
|-------------------|---------|---|
| 区分                | 金額      |   |
|                   |         |   |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | 49,271  | ◎北信保健衛生施設組合負担金 <span style="float: right;">49,271</span><br>18 負担金補助及び交付金<br>・北信保健衛生施設組合分担金(斎場) <span style="float: right;">49,271</span>       |
|                   |         |   |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | △34,801 | ◎北信保健衛生施設組合負担金 <span style="float: right;">△34,801</span><br>18 負担金補助及び交付金<br>・北信保健衛生施設組合分担金(一般・じん芥) <span style="float: right;">△34,801</span> |
|                   |         |   |

(単位 千円)

| 節                 |        | 説明  |
|-------------------|--------|---|
| 区分                | 金額     |   |
|                   |        |   |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | 17,240 | ◎農業振興支援事業費 <span style="float: right;">17,240</span><br>18 負担金補助及び交付金<br>・担い手確保・経営強化支援事業補助金 <span style="float: right;">17,240</span> |
| 12 委託料            | 13,200 | ◎農業施設整備事業費 <span style="float: right;">13,200</span>  |

(一般補9)

6 款 農林水産業費

| 項 目 | 補正前の額     | 補正額    | 計         | 補正額の財源内訳                |     |     |        |
|-----|-----------|--------|-----------|-------------------------|-----|-----|--------|
|     |           |        |           | 特定財源                    |     |     | 一般財源   |
|     |           |        |           | 国県支出金                   | 地方債 | その他 |        |
|     |           |        |           | (県) 農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金 |     |     | 13,200 |
| 計   | 1,613,895 | 30,440 | 1,644,335 | 30,440                  |     |     |        |

8 款 土木費

87,627千円

| 項 目       | 補正前の額     | 補正額    | 計         | 補正額の財源内訳               |        |     |        |
|-----------|-----------|--------|-----------|------------------------|--------|-----|--------|
|           |           |        |           | 特定財源                   |        |     | 一般財源   |
|           |           |        |           | 国県支出金                  | 地方債    | その他 |        |
| (2) 道路橋梁費 | 2,252,333 | 65,000 | 2,317,333 | 32,500                 | 32,500 |     |        |
| 3 道路新設改良費 | 287,866   | 65,000 | 352,866   | 32,500                 | 32,500 |     |        |
|           |           |        |           | 32,500                 | 32,500 |     |        |
|           |           |        |           | (国) 社会資本整備総合交付金(道路事業)  |        |     | 32,500 |
|           |           |        |           | (債) 公共事業等債             |        |     | 32,500 |
| (4) 都市計画費 | 1,000,635 | 22,627 | 1,023,262 |                        | 26,400 |     | △3,773 |
| 1 都市計画総務費 | 55,359    | △3,773 | 51,586    |                        |        |     | △3,773 |
|           |           |        |           |                        |        |     | △3,773 |
| 2 街路費     | 63,935    | 26,400 | 90,335    |                        | 26,400 |     |        |
|           |           |        |           |                        | 26,400 |     |        |
|           |           |        |           | (債) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 |        |     | 26,400 |
| 計         | 3,562,654 | 87,627 | 3,650,281 | 32,500                 | 58,900 |     | △3,773 |

9 款 消費費

△9,802千円

| 項 目     | 補正前の額   | 補正額    | 計       | 補正額の財源内訳 |     |     |        |
|---------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|
|         |         |        |         | 特定財源     |     |     | 一般財源   |
|         |         |        |         | 国県支出金    | 地方債 | その他 |        |
| (1) 消費費 | 903,383 | △9,802 | 893,581 |          |     |     | △9,802 |
| 1 常勤消費費 | 713,246 | △7,802 | 705,444 |          |     |     | △7,802 |
|         |         |        |         |          |     |     | △7,802 |

(単位 千円)

| 節  |    | 説明                            |
|----|----|-------------------------------|
| 区分 | 金額 |                               |
|    |    | 12 委託料<br>・個別施設計画策定委託料 13,200 |
|    |    |                               |

(単位 千円)

| 節                 |        | 説明  |
|-------------------|--------|---|
| 区分                | 金額     |   |
|                   |        |   |
| 12 委託料            | 65,000 | ◎幹線道路整備事業費 65,000<br>12 委託料 65,000<br>・測量設計委託料        |
|                   |        |   |
| 12 委託料            | △3,773 | ◎都市計画総務事務費 △3,773<br>12 委託料 △3,773<br>・都市計画道路見直し業務委託料 |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | 26,400 | ◎街路事業費 26,400<br>18 負担金補助及び交付金<br>・県街路事業市負担金 26,400   |
|                   |        |   |

(単位 千円)

| 節                 |        | 説明                  |
|-------------------|--------|---------------------|
| 区分                | 金額     |                     |
|                   |        |                     |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | △7,802 | ◎岳南広域消防組合負担金 △7,802 |

(一般補9)

9 款 消防費

| 項 目     | 補正前の額   | 補正額    | 計       | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |        |
|---------|---------|--------|---------|-----------------|-------|-------|--------|
|         |         |        |         | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源   |
|         |         |        |         | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |        |
| 3 消防施設費 | 59,393  | △2,000 | 57,393  |                 |       |       | △2,000 |
|         |         |        |         |                 |       |       | △2,000 |
| 計       | 903,383 | △9,802 | 893,581 |                 |       |       | △9,802 |

10 款 教育費

84千円

| 項 目                   | 補正前の額     | 補正額 | 計         | 補 正 額 の 財 源 内 訳    |        |       |         |
|-----------------------|-----------|-----|-----------|--------------------|--------|-------|---------|
|                       |           |     |           | 特 定 財 源            |        |       | 一般財源    |
|                       |           |     |           | 国県支出金              | 地 方 債  | そ の 他 |         |
| (1) 教育総務費             | 299,941   | 84  | 300,025   |                    | 15,000 | 84    | △15,000 |
| 4 奨学基金費               | 65        | 84  | 149       |                    |        | 84    |         |
|                       |           |     |           |                    |        | 84    | 84      |
|                       |           |     |           | (財) 奨学基金積立金利息      |        |       |         |
| 5 学校給食センター統合<br>整備事業費 | 100,000   | 0   | 100,000   |                    | 15,000 |       | △15,000 |
|                       |           |     |           |                    | 15,000 |       | △15,000 |
|                       |           |     |           | (債) 学校教育施設等整備事業債   |        |       | △75,000 |
|                       |           |     |           | (債) 公共施設等適正管理推進事業債 |        |       | 90,000  |
| 計                     | 2,555,955 | 84  | 2,556,039 |                    | 15,000 | 84    | △15,000 |

(単位 千円)

| 節             |        | 説明  |
|---------------|--------|---|
| 区分            | 金額     |   |
|               |        | 18 負担金補助及び交付金<br>・ 岳南広域消防組合分担金 <span style="float:right">△7,802</span>  |
| 18 負担金補助及び交付金 | △2,000 | ◎消防施設管理事業費 <span style="float:right">△2,000</span><br>18 負担金補助及び交付金<br>・ 消防詰所等建設事業補助金 <span style="float:right">△2,000</span> |
|               |        |   |

(単位 千円)

| 節      |    | 説明  |
|--------|----|---|
| 区分     | 金額 |   |
|        |    |   |
| 27 繰出金 | 84 | ◎奨学基金繰出金 <span style="float:right">84</span><br>27 繰出金<br>・ 奨学基金繰出金 <span style="float:right">84</span> |
|        |    | ◎学校給食センター統合整備事業費  |
|        |    |   |

(一般補9)

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

| 区 分          | 前々年度末<br>現 在 高 | 前年度末<br>現在高 | 当該年度中増減見込み     |                  | 当該年度末<br>現在高見込額 |
|--------------|----------------|-------------|----------------|------------------|-----------------|
|              |                |             | 当該年度中<br>起債見込額 | 当該年度中元<br>金償還見込額 |                 |
| 1 普通債        | 12,145,780     | 12,404,854  | 3,019,700      | 1,577,880        | 13,846,674      |
| (1) 総 務      | 5,247,410      | 5,234,613   | 555,800        | 331,489          | 5,458,924       |
| (2) 民 生      | 431,033        | 359,212     | 66,800         | 72,458           | 353,554         |
| (3) 衛 生      | 50,040         | 38,151      | 0              | 12,128           | 26,023          |
| (4) 農林水産     | 159,690        | 175,180     | 97,500         | 14,752           | 257,928         |
| (5) 労 働      | 0              | 0           | 14,800         | 0                | 14,800          |
| (6) 商 工      | 0              | 0           | 15,500         | 750              | 14,750          |
| (7) 土 木      | 2,130,704      | 2,580,702   | 914,800        | 391,013          | 3,104,489       |
| (8) 消 防      | 24,748         | 19,264      | 31,700         | 4,804            | 46,160          |
| (9) 教 育      | 1,090,418      | 955,187     | 436,600        | 204,606          | 1,187,181       |
| (10) 旧合併特例   | 1,515,540      | 1,105,520   | 0              | 336,850          | 768,670         |
| (11) まちづくり   | 0              | 0           | 0              | 0                | 0               |
| (12) 辺地対策    | 391,877        | 348,465     | 54,000         | 65,750           | 336,715         |
| (13) 過疎対策    | 1,104,320      | 1,588,560   | 832,200        | 143,280          | 2,277,480       |
| 2 災害復旧債      | 77,208         | 65,322      | 0              | 11,886           | 53,436          |
| (1) 農林水産     | 35,050         | 29,590      | 0              | 5,460            | 24,130          |
| (2) 土 木      | 39,988         | 33,872      | 0              | 6,116            | 27,756          |
| (3) そ の 他    | 2,170          | 1,860       | 0              | 310              | 1,550           |
| 3 そ の 他      | 7,155,057      | 6,478,918   | 0              | 709,493          | 5,769,425       |
| (1) 臨時財政対策債  | 7,094,233      | 6,429,220   | 0              | 702,065          | 5,727,155       |
| (2) 減収・減税補填債 | 60,824         | 49,698      | 0              | 7,428            | 42,270          |
| 合 計          | 19,378,045     | 18,949,094  | 3,019,700      | 2,299,259        | 19,669,535      |

補正予算給与費明細書

1 特別職

| 区分  | 職員数<br>(人)  | 給 与 費 (千円) |         |                       |                   |           |            | 共済費<br>(千円) | 合計<br>(千円) | 備考      |        |         |  |
|-----|-------------|------------|---------|-----------------------|-------------------|-----------|------------|-------------|------------|---------|--------|---------|--|
|     |             | 報酬         | 給料      | 年間支給率<br>(月分)<br>期末手当 | 地域<br>手当          | 寒冷地<br>手当 | その他の<br>手当 |             |            |         | 計      |         |  |
| 補正後 | 長等          | 3          |         | 25,575                | ( 3.50)<br>10,448 |           |            | 213         | 48         | 36,284  | 6,786  | 43,070  |  |
|     | 議員          | 20         | 75,225  |                       | ( 3.50)<br>30,717 |           |            |             |            | 105,942 | 20,274 | 126,216 |  |
|     | その他の<br>特別職 | 2,189      | 130,324 |                       |                   |           |            |             |            | 130,324 | 17,736 | 148,060 |  |
|     | 計           | 2,212      | 205,549 | 25,575                | 41,165            |           |            | 213         | 48         | 272,550 | 44,796 | 317,346 |  |
| 補正前 | 長等          | 3          |         | 25,575                | ( 3.50)<br>10,448 |           |            | 213         | 48         | 36,284  | 6,786  | 43,070  |  |
|     | 議員          | 20         | 75,225  |                       | ( 3.50)<br>30,717 |           |            |             |            | 105,942 | 20,274 | 126,216 |  |
|     | その他の<br>特別職 | 2,189      | 130,324 |                       |                   |           |            |             |            | 130,324 | 17,736 | 148,060 |  |
|     | 計           | 2,212      | 205,549 | 25,575                | 41,165            |           |            | 213         | 48         | 272,550 | 44,796 | 317,346 |  |
| 比較  | 長等          | 0          |         | 0                     | 0                 |           |            | 0           | 0          | 0       | 0      | 0       |  |
|     | 議員          | 0          | 0       |                       | 0                 |           |            |             |            | 0       | 0      | 0       |  |
|     | その他の<br>特別職 | 0          | 0       |                       |                   |           |            |             |            | 0       | 0      | 0       |  |
|     | 計           | 0          | 0       | 0                     | 0                 |           |            | 0           | 0          | 0       | 0      | 0       |  |

2 一般職

(1) 総括

| 区分  | 職員数<br>(人)  | 給 与 費 (千円) |           |         |           | 共済費<br>(千円) | 合計<br>(千円) | 備考 |
|-----|-------------|------------|-----------|---------|-----------|-------------|------------|----|
|     |             | 報酬         | 給料        | 職員手当    | 計         |             |            |    |
| 補正後 | ( 0)<br>776 | 510,186    | 1,495,893 | 996,362 | 3,002,441 | 596,973     | 3,599,414  |    |
| 補正前 | ( 0)<br>776 | 510,186    | 1,495,893 | 897,502 | 2,903,581 | 596,973     | 3,500,554  |    |
| 比較  | ( 0)<br>0   | 0          | 0         | 98,860  | 98,860    | 0           | 98,860     |    |

| 職員手当<br>の内訳<br>(千円) | 区分  | 扶養手当    | 管理職手当  | 住居手当   | 通勤手当           | 時間外<br>勤務手当 | 特殊勤務手当 | 期末手当    |
|---------------------|-----|---------|--------|--------|----------------|-------------|--------|---------|
|                     | 補正後 | 35,488  | 23,250 | 21,917 | 14,285         | 84,595      |        | 430,137 |
|                     | 補正前 | 35,488  | 23,250 | 21,917 | 14,285         | 84,595      |        | 430,137 |
|                     | 比較  | 0       | 0      | 0      | 0              | 0           |        | 0       |
|                     | 区分  | 勤勉手当    | 寒冷地手当  | 日宿直手当  | 管理職員<br>特別勤務手当 | 退職手当        | 夜間勤務手当 |         |
|                     | 補正後 | 260,649 | 25,487 |        | 194            | 100,360     |        |         |
|                     | 補正前 | 260,649 | 25,487 |        | 194            | 1,500       |        |         |
| 比較                  | 0   | 0       |        | 0      | 98,860         |             |        |         |

給与費明細書  
(一般補9)

令和7年度中野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度中野市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,004千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,113,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日 提出

中野市長 湯本隆英

令和8年3月 日 決

中野市議会議長 芦澤孝幸



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款      | 項        |
|--------|----------|
| 5 財産収入 | 1 財産運用収入 |
|        |          |
| 歳 入    | 合 計      |

## 歳 出

| 款       | 項       |
|---------|---------|
| 5 基金積立金 | 1 基金積立金 |
|         |         |
| 歳 出     | 合 計     |

(単位 千円)

| 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-----------|-------|-----------|
| 259       | 1,004 | 1,263     |
| 259       | 1,004 | 1,263     |
| 5,112,500 | 1,004 | 5,113,504 |

(単位 千円)

| 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-----------|-------|-----------|
| 105,080   | 1,004 | 106,084   |
| 105,080   | 1,004 | 106,084   |
| 5,112,500 | 1,004 | 5,113,504 |



令和 7年度 中野市 国民健康保険事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款      | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|--------|-----------|-------|-----------|
| 5 財産収入 | 259       | 1,004 | 1,263     |
| 歳入合計   | 5,112,500 | 1,004 | 5,113,504 |

(歳 出)

| 款       | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計         |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 5 基金積立金 | 105,080   | 1,004 | 106,084   |
| 歳 出 合 計 | 5,112,500 | 1,004 | 5,113,504 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 0               | 0     | 1,004 | 0       |
| 0               | 0     | 1,004 | 0       |

## 2 歳 入

## 5 款 財産収入

1,004千円

| 項 目        | 補正前の額 | 補 正 額 | 計     |
|------------|-------|-------|-------|
| (1) 財産運用収入 | 259   | 1,004 | 1,263 |
| 1 利子及び配当金  | 259   | 1,004 | 1,263 |
| 計          | 259   | 1,004 | 1,263 |

(単位 千円)

| 節         |       | 説明           |
|-----------|-------|--------------|
| 区分        | 金額    |              |
|           |       |              |
| 1 利子及び配当金 | 1,004 | ・財政調整基金積立金利子 |
|           |       |              |

3 歳 出

5 款 基金積立金

1,004千円

| 項 目         | 補正前の額   | 補正額   | 計       | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |       |
|-------------|---------|-------|---------|-----------------|-------|-------|-------|
|             |         |       |         | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源  |
|             |         |       |         | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |       |
| (1) 基金積立金   | 105,080 | 1,004 | 106,084 |                 |       | 1,004 |       |
| 1 財政調整基金積立金 | 105,080 | 1,004 | 106,084 |                 |       | 1,004 |       |
|             |         |       |         | (財) 利子及び配当金     |       | 1,004 | 1,004 |
| 計           | 105,080 | 1,004 | 106,084 |                 |       | 1,004 |       |

(単位 千円)

| 節      |       | 説明                |
|--------|-------|-------------------|
| 区分     | 金額    |                   |
|        |       |                   |
| 24 積立金 | 1,004 |                   |
|        |       | ◎基金積立金 1,004      |
|        |       | 24 積立金            |
|        |       | ・ 財政調整基金積立金 1,004 |
|        |       |                   |

(国保補3)

令和7年度中野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度中野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,308千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ805,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月2日 提出

中野市長 湯本隆英

令和8年3月 日 決

中野市議会議長 芦澤孝幸



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款            | 項            |
|--------------|--------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 |              |
|              | 1 後期高齢者医療保険料 |
| 歳 入          | 合 計          |

## 歳 出

| 款                    | 項                    |
|----------------------|----------------------|
| 2 後期高齢者医療広域連合<br>納付金 |                      |
|                      | 1 後期高齢者医療広域連合<br>納付金 |
| 歳 出                  | 合 計                  |

(単位 千円)

| 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|--------|---------|
| 571,279 | 37,308 | 608,587 |
| 571,279 | 37,308 | 608,587 |
| 768,371 | 37,308 | 805,679 |

(単位 千円)

| 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|---------|--------|---------|
| 744,179 | 37,308 | 781,487 |
| 744,179 | 37,308 | 781,487 |
| 768,371 | 37,308 | 805,679 |

(後期高齢補3)



令和 7年度 中野市 後期高齢者医療事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款            | 補正前の額   | 補正額    | 計       |
|--------------|---------|--------|---------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | 571,279 | 37,308 | 608,587 |
| 歳入合計         | 768,371 | 37,308 | 805,679 |

(歳 出)

| 款                    | 補 正 前 の 額 | 補 正 額  | 計       |
|----------------------|-----------|--------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合<br>納付金 | 744,179   | 37,308 | 781,487 |
| 歳 出 合 計              | 768,371   | 37,308 | 805,679 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 0               | 0     | 0     | 37,308  |
| 0               | 0     | 0     | 37,308  |

(後期高齢補3)

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

37,308千円

| 項 目            | 補正前の額   | 補 正 額  | 計       |
|----------------|---------|--------|---------|
| (1) 後期高齢者医療保険料 | 571,279 | 37,308 | 608,587 |
| 1 特別徴収保険料      | 355,824 | 1,354  | 357,178 |
| 2 普通徴収保険料      | 215,455 | 35,954 | 251,409 |
| 計              | 571,279 | 37,308 | 608,587 |

(単位 千円)

| 節      |        | 説明 |
|--------|--------|----|
| 区分     | 金額     |    |
|        |        |    |
| 1 現年度分 | 1,354  |    |
| 1 現年度分 | 35,954 |    |
|        |        |    |

(後期高齢補3)

3 歳 出

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

37,308千円

| 項 目                | 補正前の額   | 補正額    | 計       | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |        |
|--------------------|---------|--------|---------|-----------------|-------|-------|--------|
|                    |         |        |         | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源   |
|                    |         |        |         | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |        |
| (1) 後期高齢者医療広域連合納付金 | 744,179 | 37,308 | 781,487 |                 |       |       | 37,308 |
| 1 後期高齢者医療広域連合納付金   | 744,179 | 37,308 | 781,487 |                 |       |       | 37,308 |
|                    |         |        |         |                 |       |       | 37,308 |
| 計                  | 744,179 | 37,308 | 781,487 |                 |       |       | 37,308 |

(単位 千円)

| 節                 |        | 説 明                              |
|-------------------|--------|----------------------------------|
| 区 分               | 金 額    |                                  |
|                   |        |                                  |
| 18 負担金補助及び<br>交付金 | 37,308 |                                  |
|                   |        | ◎後期高齢者医療広域連合納付金 37,308           |
|                   |        | 18 負担金補助及び交付金<br>・保険料等負担金 37,308 |
|                   |        |                                  |

(後期高齢補3)

令和 7 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度中野市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,037千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,099,989千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸



# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

| 款       | 項         |
|---------|-----------|
| 3 国庫支出金 |           |
|         | 2 国庫補助金   |
| 7 繰入金   |           |
|         | 1 一般会計繰入金 |
|         | 2 基金繰入金   |
| 歳 入     | 合 計       |

## 歳 出

| 款         | 項                     |
|-----------|-----------------------|
| 1 総務費     |                       |
|           | 1 総務管理費               |
|           | 3 介護認定審査会費            |
| 4 地域支援事業費 |                       |
|           | 1 介護予防・生活支援サ<br>ビス事業費 |
| 歳 出       | 合 計                   |

(単位 千円)

| 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-----------|-------|-----------|
| 1,187,342 | 715   | 1,188,057 |
| 327,067   | 715   | 327,782   |
| 864,029   | 3,322 | 867,351   |
| 762,928   | △878  | 762,050   |
| 101,101   | 4,200 | 105,301   |
| 5,095,952 | 4,037 | 5,099,989 |

(単位 千円)

| 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-----------|-------|-----------|
| 114,243   | △163  | 114,080   |
| 34,056    | 497   | 34,553    |
| 54,334    | △660  | 53,674    |
| 252,756   | 4,200 | 256,956   |
| 147,926   | 4,200 | 152,126   |
| 5,095,952 | 4,037 | 5,099,989 |

(介護保険補3)



令和 7年度 中野市 介護保険事業特別会計

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位 千円)

| 款       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|-----------|-------|-----------|
| 3 国庫支出金 | 1,187,342 | 715   | 1,188,057 |
| 7 繰入金   | 864,029   | 3,322 | 867,351   |
| 歳入合計    | 5,095,952 | 4,037 | 5,099,989 |

(歳 出)

| 款         | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 計         |
|-----------|-----------|-------|-----------|
| 1 総務費     | 114,243   | △163  | 114,080   |
| 4 地域支援事業費 | 252,756   | 4,200 | 256,956   |
| 歳 出 合 計   | 5,095,952 | 4,037 | 5,099,989 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |         |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |       |       | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金       | 地 方 債 | そ の 他 |         |
| 715             | 0     | △878  | 0       |
| 0               | 0     | 0     | 4,200   |
| 715             | 0     | △878  | 4,200   |

(介護保険補3)

## 2 歳 入

## 3 款 国庫支出金

715千円

| 項 目          | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|--------------|-----------|-------|-----------|
| (2) 国庫補助金    | 327,067   | 715   | 327,782   |
| 6 介護保険事業費補助金 | 0         | 715   | 715       |
| 計            | 1,187,342 | 715   | 1,188,057 |

## 7 款 繰入金

3,322千円

| 項 目         | 補正前の額   | 補 正 額 | 計       |
|-------------|---------|-------|---------|
| (1) 一般会計繰入金 | 762,928 | △878  | 762,050 |
| 1 一般会計繰入金   | 762,928 | △878  | 762,050 |
| (2) 基金繰入金   | 101,101 | 4,200 | 105,301 |
| 1 基金繰入金     | 101,101 | 4,200 | 105,301 |
| 計           | 864,029 | 3,322 | 867,351 |

(単位 千円)

| 節            |     | 説明 |
|--------------|-----|----|
| 区分           | 金額  |    |
|              |     |    |
| 1 介護保険事業費補助金 | 715 |    |
|              |     |    |

(単位 千円)

| 節         |       | 説明            |
|-----------|-------|---------------|
| 区分        | 金額    |               |
|           |       |               |
| 1 一般会計繰入金 | △878  | ・事務費繰入金       |
|           |       |               |
| 1 基金繰入金   | 4,200 | ・介護給付費準備基金繰入金 |
|           |       |               |

(介護保険補3)

3 歳 出

1 款 総務費

△163千円

| 項 目          | 補正前の額   | 補正額  | 計       | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |             |
|--------------|---------|------|---------|-----------------|-------|-------|-------------|
|              |         |      |         | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源        |
|              |         |      |         | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |             |
| (1) 総務管理費    | 34,056  | 497  | 34,553  | 715             |       | △218  |             |
| 1 一般管理費      | 34,056  | 497  | 34,553  | 715             |       | △218  |             |
|              |         |      |         | 715             |       | △218  | 715<br>△218 |
|              |         |      |         | (国) 介護保険事業費補助金  |       |       |             |
|              |         |      |         | (繰) 一般会計繰入金     |       |       |             |
| (3) 介護認定審査会費 | 54,334  | △660 | 53,674  |                 |       | △660  |             |
| 1 介護認定調査費    | 27,384  | △660 | 26,724  |                 |       | △660  |             |
|              |         |      |         |                 |       | △660  | △660        |
|              |         |      |         | (繰) 一般会計繰入金     |       |       |             |
| 計            | 114,243 | △163 | 114,080 | 715             |       | △878  |             |

4 款 地域支援事業費

4,200千円

| 項 目   | 補正前の額   | 補正額   | 計       | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |       |       |       |
|---|---------|-------|---------|-----------------|-------|-------|-------|
|   |         |       |         | 特 定 財 源         |       |       | 一般財源  |
|   |         |       |         | 国県支出金           | 地 方 債 | そ の 他 |       |
| (1) 介護予防・生活支援サービス事業費                          | 147,926 | 4,200 | 152,126 |                 |       |       | 4,200 |
| 1 介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業） | 117,586 | 4,200 | 121,786 |                 |       |       | 4,200 |
|   |         |       |         |                 |       |       | 4,200 |
| 計   | 252,756 | 4,200 | 256,956 |                 |       |       | 4,200 |

(単位 千円)

| 節        |      | 説明   |
|----------|------|--|
| 区分       | 金額   |  |
| 12 委託料   | 497  | ◎一般管理事務費 497<br>12 委託料 497<br>・介護保険システム改修委託料<br>・高齢者等実態調査業務委託料 |
| 17 備品購入費 | △660 | ◎認定調査事業費 △660<br>17 備品購入費 △660<br>・備品購入費                       |

(単位 千円)

| 節             |       | 説明   |
|---------------|-------|--|
| 区分            | 金額    |  |
| 18 負担金補助及び交付金 | 4,200 | ◎介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問事業、第1号通所事業、第1号生活支援事業） 4,200<br>18 負担金補助及び交付金 4,200<br>・通所型サービス費 |

(介護保険補3)

中野市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、中野市過疎地域持続的発展計画を別記のとおり定めるものとする。

令和 8 年 3 月 2 日 提出

中 野 市 長 湯 本 隆 英

令和 8 年 3 月 日 決

中野市議会議長 芦 澤 孝 幸

# 中野市過疎地域持続的発展計画 (案)

(令和 8 年度～令和 12 年度)

長野県 中野市

## はじめに

### 1 趣旨

中野市は平成 17 年 4 月 1 日に旧中野市と旧豊田村が合併し、市制施行により誕生した。合併後、旧豊田村においては、人口の著しい減少に加え、高齢化の進展により、令和 3 年 4 月 1 日施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和 3 年法律第 19 号）に基づく過疎地域の要件を満たすこととなったため、新たに過疎地域（特定期間合併市町村に係る一部過疎）に指定された。

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

### 2 対象地域

この計画は、豊田地域を対象として定めるものである。



# 目 次

## はじめに

|  |    |
|--|----|
| <b>I 基本的な事項</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1  |
| 1 市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | 1  |
| (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要・・・・・・・・        | 1  |
| ア 自然的条件・・・・・・・・・・・・・・・・                  | 1  |
| イ 歴史的条件・・・・・・・・・・・・・・・・                  | 2  |
| ウ 社会的・経済的条件・・・・・・・・                      | 3  |
| (2) 過疎の状況・・・・・・・・・・・・・・・・                | 4  |
| (3) 社会経済的発展の方向の概要・・・・・・・・                | 4  |
| 2 人口及び産業の推移と動向・・・・・・・・                   | 5  |
| (1) 人口・・・・・・・・                           | 5  |
| (2) 産業・・・・・・・・                           | 5  |
| 表1-1 (1) 人口の推移(国勢調査)・・・・・・・・             | 6  |
| 表1-1 (2) 人口の推移(住民基本台帳)・・・・・・・・           | 7  |
| 表1-1 (3) 人口の見通し【2020~2050年】・・・・・・・・      | 8  |
| 表1-1 (4) 産業別人口の動向(国勢調査)・・・・・・・・          | 9  |
| 3 行財政の状況・・・・・・・・                         | 10 |
| (1) 行政・・・・・・・・                           | 10 |
| (2) 財政・・・・・・・・                           | 10 |
| (3) 主要公共施設等の整備状況・・・・・・・・                 | 11 |
| 表1-2 (1) 財政の状況・・・・・・・・                   | 12 |
| 表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況・・・・・・・・            | 13 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針・・・・・・・・                  | 14 |
| 5 地域の持続的発展に向けた重点テーマと目標・・・・・・・・           | 18 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項・・・・・・・・               | 20 |
| 7 計画期間・・・・・・・・                           | 20 |
| 8 公共施設等総合管理計画との整合・・・・・・・・                | 20 |

## II 分野別の施策

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| <b>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> ・・・・・・・・ | 21 |
| (1) 現況と問題点・・・・・・・・                    | 21 |
| (2) その対策・・・・・・・・                      | 22 |
| (3) 計画・・・・・・・・                        | 23 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合・・・・・・・・          | 23 |

|          |  |     |
|----------|--|-----|
| <b>2</b> | <b>産業の振興</b> . . . . .                       | 2 3 |
|          | (1) 現況と問題点 . . . . .                         | 2 3 |
|          | (2) その対策 . . . . .                           | 2 4 |
|          | (3) 計画 . . . . .                             | 2 6 |
|          | (4) 産業振興促進事項 . . . . .                       | 2 6 |
|          | (5) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .               | 2 6 |
| <br>     |  |     |
| <b>3</b> | <b>地域における情報化</b> . . . . .                   | 2 7 |
|          | (1) 現況と問題点 . . . . .                         | 2 7 |
|          | (2) その対策 . . . . .                           | 2 8 |
|          | (3) 計画 . . . . .                             | 2 8 |
|          | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .               | 2 8 |
| <br>     |  |     |
| <b>4</b> | <b>交通施設の整備、交通手段の確保</b> . . . . .             | 2 9 |
|          | (1) 現況と問題点 . . . . .                         | 2 9 |
|          | (2) その対策 . . . . .                           | 3 0 |
|          | (3) 計画 . . . . .                             | 3 2 |
|          | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .               | 3 2 |
| <br>     |  |     |
| <b>5</b> | <b>生活環境の整備</b> . . . . .                     | 3 3 |
|          | (1) 現況と問題点 . . . . .                         | 3 3 |
|          | (2) その対策 . . . . .                           | 3 5 |
|          | (3) 計画 . . . . .                             | 3 6 |
|          | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .               | 3 6 |
| <br>     |  |     |
| <b>6</b> | <b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b> . . . . . | 3 7 |
|          | (1) 現況と問題点 . . . . .                         | 3 7 |
|          | (2) その対策 . . . . .                           | 3 8 |
|          | (3) 計画 . . . . .                             | 3 9 |
|          | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .               | 3 9 |
| <br>     |  |     |
| <b>7</b> | <b>医療の確保</b> . . . . .                       | 4 0 |
|          | (1) 現況と問題点 . . . . .                         | 4 0 |
|          | (2) その対策 . . . . .                           | 4 0 |
|          | (3) 計画 . . . . .                             | 4 0 |
|          | (4) 公共施設等総合管理計画等との整合 . . . . .               | 4 0 |

|   |     |
|---|-----|
| <b>8 教育の振興</b> . . . . .                          | 4 0 |
| (1) 現況と問題点  | 4 0 |
| (2) その対策  | 4 1 |
| (3) 計画  | 4 2 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                              | 4 2 |
| <br>  |     |
| <b>9 集落の整備</b> . . . . .                          | 4 3 |
| (1) 現況と問題点  | 4 3 |
| (2) その対策  | 4 3 |
| (3) 計画  | 4 3 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                              | 4 3 |
| <br>  |     |
| <b>10 地域文化の振興等</b> . . . . .                      | 4 4 |
| (1) 現況と問題点  | 4 4 |
| (2) その対策  | 4 4 |
| (3) 計画  | 4 4 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                              | 4 4 |
| <br>  |     |
| <b>11 再生可能エネルギーの利用の促進</b> . . . . .               | 4 5 |
| (1) 現況と問題点  | 4 5 |
| (2) その対策  | 4 5 |
| (3) 計画  | 4 5 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                              | 4 5 |
| <br>  |     |
| <b>12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b> . . . . .           | 4 5 |
| (1) 現況と問題点  | 4 5 |
| (2) その対策  | 4 5 |
| (3) 計画  | 4 5 |
| (4) 公共施設等総合管理計画等との整合                              | 4 5 |
| <br>  |     |
| <b>事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分</b> . . . . . | 4 6 |

## I 基本的な事項

### 1 市の概況

#### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ア 自然的条件

###### 【中野市全域】

長野県の北東部に位置し、北は飯山市、木島平村、南は小布施町、高山村、東は山ノ内町、西は長野市、信濃町、飯綱町の2市、4町、2村に接しており、市の東西は約11km、南北約16kmで南北に長く、面積は112.18km<sup>2</sup>となっている。

市のほぼ中央を流れる千曲川をはさんで、北東に高社山(1351.5m)北西に斑尾山(1381.8m)の2つの象徴的な山を配している。この2つの山裾や東部の山地を背景とする地域、千曲川がつくる河岸段丘や夜間瀬川が形成した扇状地に集落がつくられ、中野扇状地には市街地が広がっている。

高社山は、独立してそびえる美しい山で、「たかやしろ」と呼び親しまれ、古くから信仰の対象にもなっている。その裾野を夜間瀬川が「十三崖」を形成して北へ流れ、千曲川に注いでいる。中野扇状地の南には延徳沖低地が続き、さらに西南の善光寺平に連なっている。

また、斑尾山は、手のひらを広げたような5つの尾根からなっており、この間に4つの谷と多くの沢をもち、地勢は起伏に富み複雑で、これらの水を集めた斑川は、斑尾川と合流し、千曲川に注いでいる。

東方には、上信越高原国立公園志賀高原が望まれ、西方には北信五岳が一望できる景勝に恵まれた地となっている。

市域の大部分は、気温の年間差が大きく、冬期は-10℃以下にまで下がり、夏期は30℃以上にまで上がる内陸性気候となっているが、地域によってかなりの違いがみられ、北部は、雪の多い日本海側の気候の特色を示しており、積雪量は南北での差が大きく、集落地でも2mを越すことがある。

また、昼夜の気温差が大きく、降水量が比較的少ないことは、果樹栽培に適した気候となっている。

###### 【豊田地域】

豊田地域は、中野市の北西部に位置し、東は千曲川をはさんで中野市街地、西は飯綱町・信濃町、南は長野市、北は飯山市に接しており、標高320mから760mの東南斜面に大小の集落が散在し、斑尾山(標高1,381.8m)を背景として起伏が激しく、複雑な地形にある。四季折々の彩りと光にあふれ、唱歌「故郷」で詩われた懐かしい風景と豊かな自然に出会える。冬期間は日本海側気候に属し北西季節風の影響を受けて多雪・寒冷の特徴を持っている一方、春から秋にかけては雨量が少なく、乾燥し寒暖の差が大きい内陸性気候となる。

## イ 歴史的条件

### 【中野市全域】

本市における歴史のあけぼのは、少なくとも約2万年前までさかのぼる。平成6年に、高丘地区の沢田鍋土遺跡から、県内で最も古い段階のものと思われる石器群が発見されており、ナウマンゾウなどの大型動物を狩猟して暮らしていた旧石器時代の生活から本市の歴史が始まった。旧石器時代につづく、縄文、弥生、古墳時代と、先人の残した遺跡は、市内各所にみられる。

古代に入ると、中野氏、笠原氏の勅使牧が発達し、郷の形成を促進してきた。

鎌倉時代には、中野氏、笠原氏が活躍するが、源氏系高梨氏の北方進出により、平家一族の笠原氏は滅び、時代は高梨氏に移る。高梨氏は、館を構えて城下町を形成して栄え、現在の本市の基盤をつくり、やがて、戦国時代に入り武田信玄の信濃進攻による、上杉謙信との攻防の渦に高梨氏も巻き込まれていくこととなる。

また、豊田地域においては、信玄の越後進攻の前線地として、今も城跡として残る替佐城が築かれた。

江戸時代に入ると、中野村には幕府の陣屋が置かれ、幕府領は次第に拡大されていき、江戸時代中期以後は、中野地域の大半が幕府領となった。以降は、政治、経済、文化、交通の中心となり、天領中野の名を他から高らしめてきた。

また、豊田地域は江戸時代を通じて飯山藩の領地となっており、新田開発や用水堰の開さくが盛んに行われ、今日の農業の基盤となった。

文化文政時代には、華やかな文化の花がひらき、この地方にも中央からの文化の流入が大きく浸透した。江戸から文文学者の来訪も多く、地元での地方文化を支えている人との交流により、文化が隆盛した。

明治に入って、廃藩置県に伴い創設された伊那県の中野分局が中野村に置かれ、さらに明治3年には、伊那県から中野県が分かれて、中野村に県庁が置かれた。当時の政情不安と経済の混乱は、大規模な中野騒動を引き起こすこととなり、県庁を焼失し、明治4年、中野県庁を善光寺に移転し長野県と改称するという太政官布告が発せられ、長野町に県庁が移された。このように北信州の中心として栄えてきたことは、人・物・情報を集め、豊かな自然ともあいまって、伝統や文化を育む風土を形成し、現在に至るまで、多くの文化人を輩出してきた。

明治22年に町村制の施行により、町村合併が行われ、昭和29年には中野町を中心に、近隣8か村が合併して中野市となり、また、昭和31年には豊井村と永田村が合併し、平成17年4月1日に中野市と豊田村が合併し、新市「中野市」として新たな歩みを始めた。

### 【豊田地域】

豊田地域は、江戸時代を通じて飯山藩の領地となっており、新田開発や用水堰の開きくが盛んに行われ、今日の農業の基盤となった。文化文政時代には、華やかな文化の花がひらき、この地方にも中央からの文化の流入が大きく浸透してきた。

江戸から文人たちの来訪も多く、地元での地方文化を支えている人との交流により、文化が隆盛した。

## ウ 社会的・経済的条件

### 【中野市全域】

本市の農業は、菌茸、果樹を中心に全国でも有数の園芸農業地帯として発展してきた。

農家1戸あたりの耕地面積（59.9a）が全国平均（185.0a）を下回っている中で、付加価値を高めた施設型農業を積極的に展開し、生産性の向上に努めてきた。

特に、エノキタケの生産は、先人の先駆的な取組により、全国第1位の生産量を誇っており、ぶなしめじ、なめこ、エリンギなどの菌茸類の生産も県内で上位を占めている。

また、果樹栽培に適した気候を生かし、積極的に畑地かんがい事業を推進するなど基盤整備に取り組み、ぶどうや桃、りんご、さくらんぼなどの果樹類の生産も盛んで、高品質の農作物は消費者に高い評価を受けており、令和5年度の果樹・野菜類の農業算出額は約181億円で、近年では増加傾向となっている。

本市の工業は、食料品製造などの地場産業や電子・精密・電気機械器具製造を行う企業が多いという特徴がある。

令和6年の事務所数は125事業所、従業者数は4,978人、製造品出荷額は、約1,164億2,854万円となっている。製造品出荷額を産業別にみると、電子45.6%、食料16.3%、業務用機械9.4%、電気機械5.0%の順で、この4業種で全体の76.4%を占めている。

従業員1人当たりの製造品出荷額は2,339万円で、県平均3,404万円を下回っている。

本市の商業の商圈は、令和6年長野県商圈調査によると飯山市、山ノ内町、小布施町、木島平村、野沢温泉村、栄村、旧豊野町（現長野市）、信濃町、高山村、旧三水村（現飯綱町）となっており、旧牟礼村（現飯綱町）が商圈外となっている。

また、商圈人口は114,126人で、商圈、商圈人口とも縮小しているものの、北信広域圏においては商業の中心地となっている。

令和3年の本市の商店数は481店、従業者数は3,486人、年間商品販売額は約921億円で、商店数は減少しているものの、年間商品販売額は増加している。

本市の観光は、高社山・斑尾山・千曲川の自然やそれを背景とした農村景観、北信州の中心として栄えた歴史や中山晋平記念館・高野辰之記念館・日本土人形資料館などの文化施設、温泉施設や北信濃ふるさとの森文化公園、一本木公園などの多様な観光資源を有している。

また、新鮮でおいしい農産物をはじめ、味噌・醤油・酒・菓子などの特産物も数多くある。

これらに加え、高速道路と2つのインターチェンジの効果もあり、令和6年には全国から年間約42万人の観光客が訪れている。

### 【豊田地域】

豊田地域の主な産業は農業で、昼夜の気温差が大きく降水量が比較的少ないという果樹栽培に適した気候条件もあり、りんごや桃、プラムなどを主体に多くの果樹が生産されており、水田耕作も盛んである。りんごは多品種を長期出荷していて、中野市で生まれた「秋映」は、甘みと酸味のバランスがよく、長野県「りんご三兄弟」の一つとしても有名である。これら高品質の農産物は、消費者に高い評価を受けている。

豊田地域内を上信越自動車道が南から北西に通っていて、地域内に豊田飯山インターチェンジがある。

また、地域内を南北に通る国道 117 号バイパスが平成 28 年 10 月に全線開通となり、これにより安全・安心な交通の確保や上信越自動車道へのアクセス向上、渋滞緩和などが図られた。

鉄道では、JR 飯山線が地域内を南北に通っており、地域内に 2 つの駅がある。

### (2) 過疎の状況

豊田地域の人口は、昭和 35 年の 6,993 人から令和 2 年には 3,840 人となり 45.1% 減少し現在も人口の減少が続いている。中でも年少人口（0 歳～14 歳）の減少幅が大きく、昭和 35 年の 2,407 人から、令和 2 年には 309 人と、87.2%の減少となっている。逆に老年人口（65 歳以上）は増加しており、高齢者比率は、昭和 35 年の 6.9%から、令和 2 年の 43.4%へと増加しており、少子高齢化が急速に進行している。

高齢化した集落が点在していることや少子高齢化の進行による地域の担い手不足といった課題がある中で、交通施設の整備や交通手段の確保、地域における情報化などの地域活性化の諸施策を積極的に推進する必要がある。

### (3) 社会経済的発展の方向の概要

昭和 35 年の国勢調査における産業構造は、第一次産業が 73.6%、第二次産業が 7.0%、第三次産業が 19.4%と第一次産業の占める割合が高くなっていたが、調査ごとに第二、第三次産業への移行が進み、令和 2 年は、第一次産業が 27.3%、第二次産業が 21.8%、第三次産業が 49.8%となっている。産業構造の変化を踏まえ、第三次産業就業者が農業を中心とした第一次産業との兼業化を可能とするための事業の推進や、都市や地域間の交流を進めることが求められる。

また、美しく豊かな自然や魅力的な農産物をはじめとする地域資源を最大限に生かす施策を推進していくことや、高齢者 福祉サービスや農業、観光などの異業種間の連携による産業振興など、時代とニーズにあった地域経済の発展をさまざまな方向から模索していくことが社会経済的発展のために重要となっている。

## 2 人口及び産業の推移と動向

### (1) 人口

#### 【中野市全域】

本市の人口は、平成 12 年の 47,845 人をピークに人口減少に転じており、令和 2 年には 42,338 人と 20 年間で約 11.5%の減少となっている。原因として自然動態及び社会動態の減少があげられ、特に自然動態は減少幅が拡大傾向となっている。

一方で、世帯数については増加が続いており、人口がピークを迎えた平成 12 年は 14,204 世帯だったものが、令和 2 年には 15,799 世帯と約 11.2%増加しており、核家族化と単身世帯の増加が進行していると考えられる。

また、年齢区分ごとの構成割合をみると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いているのに対し、高齢者人口は増加を続けており、高齢化率は令和 2 年に 32.4%を超えるなど、全国的な傾向である少子高齢化が本市でも進行している状況となっている。

今後の人口の推移は、2050 年に 30,750 人と令和 2 年と比べて 2 割以上の人口が減少する見込みとなっており、人口減少対策は喫緊の問題となっている。

#### 【豊田地域】

豊田地域の人口は、昭和 35 年の 6,993 人から令和 2 年には 3,840 人となり約 45.1%減少し、現在も人口減少が続いている。中でも年少人口（0 歳～14 歳）の減少幅が大きく、昭和 35 年の 2,407 人から、令和 2 年には 309 人と、約 87.2%の減少となっている。逆に老年人口（65 歳以上）は増加しており、高齢者比率は、昭和 35 年の 6.9%から、令和 2 年の 43.4%へと増加しており、少子高齢化が急速に進行している。

今後の人口の推移についても、少子高齢化の進行を止めることは難しく、少子化対策に合わせて高齢者福祉のより一層の充実が求められている。

### (2) 産業

#### 【中野市全域】

産業就業別の人口では、令和 2 年における第三次産業の就業者数が 52.9%と半数を超え、増加傾向となっている。しかし、全国的に大幅な減少となっている第一次産業従事者の割合は本市全体では 22.6%と全国平均の 4%と比べてとても高く、生産量全国 1 位のエノキタケやシャインマスカットをはじめとした果樹栽培など、農業への就業者がとても多いことが本市の特徴となっている。

#### 【豊田地域】

産業就業別人口の比率を見ると、第一次産業では、昭和 35 年の 73.6%から、令和 2 年には 27.3%へと大幅な減少となっており、豊田地域における農業離れが進んでいる。第二次産業では、昭和 35 年の 7.0%から平成 2 年には 26.7%と増加を続けてきたが、その後減少に転じ、令和 2 年には 21.8%に減少しており、景気の悪化による建設業の縮小などが主な要因であると見られる。第三次産業では、昭和 35 年の 19.4%から、令和 2 年には 49.8%と増加し、第一次産業、第二次産業を上回っており、今後も増加が見込まれる。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

【豊田地域】

| 区分                   | 昭和35年     | 昭和50年     |            | 平成2年      |            | 平成17年     |            | 平成27年     |            | 令和2年      |            |
|----------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|                      | 実数<br>(人) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) |
| 総数                   | 6,993     | 5,596     | △ 20.0     | 5,472     | △ 2.2      | 4,868     | △ 11.0     | 4,241     | △ 12.9     | 3,840     | △ 9.5      |
| 0歳～14歳               | 2,407     | 1,138     | △ 52.7     | 1,061     | △ 6.8      | 601       | △ 43.4     | 429       | △ 28.6     | 309       | △ 28.0     |
| 15歳～64歳              | 4,104     | 3,816     | △ 7.0      | 3,365     | △ 11.8     | 2,741     | △ 18.5     | 2,203     | △ 19.6     | 1,864     | △ 15.4     |
| うち<br>15歳～<br>29歳(a) | -         | 1,185     | -          | 799       | △ 32.6     | 694       | △ 13.1     | 493       | △ 29.0     | 363       | △ 26.4     |
| 65歳以上(b)             | 482       | 642       | 33.2       | 1,046     | 62.9       | 1,526     | 45.9       | 1,609     | 5.4        | 1,667     | 3.6        |
| (a)/総数<br>若年者比率      | 0.0%      | 21.2%     | -          | 14.6%     | -          | 14.3%     | -          | 11.6%     | -          | 9.5%      | -          |
| (b)/総数<br>高齢者比率      | 6.9%      | 11.5%     | -          | 19.1%     | -          | 31.3%     | -          | 37.9%     | -          | 43.4%     | -          |

【市全体】

| 区分                   | 昭和35年     | 昭和50年     |            | 平成2年      |            | 平成17年     |            | 平成27年     |            | 令和2年      |            |
|----------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|                      | 実数<br>(人) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) |
| 総数                   | 44,028    | 43,867    | △ 0.4      | 46,468    | 5.9        | 46,788    | 0.7        | 43,909    | △ 6.2      | 42,338    | △ 3.6      |
| 0歳～14歳               | 14,231    | 10,648    | △ 25.2     | 9,220     | △ 13.4     | 7,031     | △ 23.7     | 5,770     | △ 17.9     | 5,086     | △ 11.9     |
| 15歳～64歳              | 26,630    | 28,776    | 8.1        | 29,937    | 4.0        | 28,743    | △ 4.0      | 25,196    | △ 12.3     | 23,236    | △ 7.8      |
| うち<br>15歳～<br>29歳(a) | -         | 9,479     | -          | 8,300     | △ 12.4     | 6,986     | △ 15.8     | 5,492     | △ 21.4     | 4,939     | △ 10.1     |
| 65歳以上(b)             | 3,167     | 4,443     | 40.3       | 7,311     | 64.6       | 11,014    | 50.6       | 12,943    | 17.5       | 14,016    | 8.3        |
| (a)/総数<br>若年者比率      | 0.0%      | 21.6%     | -          | 17.9%     | -          | 14.9%     | -          | 12.5%     | -          | 11.7%     | -          |
| (b)/総数<br>高齢者比率      | 7.2%      | 10.1%     | -          | 15.7%     | -          | 23.5%     | -          | 29.5%     | -          | 33.1%     | -          |

表1-1(2)人口の推移（住民基本台帳）

【豊田地域】

| 区分 | 昭和35年3月31日 |            | 昭和50年3月31日 |            |            | 平成2年3月31日 |            |            | 平成17年3月31日 |            |            |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|    | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) |
| 総数 | 7,292      | -          | 5,679      | -          | △ 22.1     | 5,507     | -          | △ 3.0      | 5,022      | -          | △ 8.8      |
| 男  | 3,621      | 49.7       | 2,801      | 49.3       | △ 22.6     | 2,708     | 49.2       | △ 3.3      | 2,441      | 48.6       | △ 9.9      |
| 女  | 3,671      | 50.3       | 2,878      | 50.7       | △ 21.6     | 2,799     | 50.8       | △ 2.7      | 2,581      | 51.4       | △ 7.8      |

| 区分 | 平成27年3月31日 |            |            | 令和3年3月31日 |            |            | 令和7年3月31日 |            |            |
|----|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|
|    | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) |
| 総数 | 4,289      | -          | △ 14.6     | 3,759     | -          | △ 12.4     | 3,469     | -          | △ 7.7      |
| 男  | 2,105      | 49.1       | △ 13.8     | 1,854     | 49.3       | △ 11.9     | 1,725     | 49.7       | △ 7.0      |
| 女  | 2,184      | 50.9       | △ 15.4     | 1,905     | 50.7       | △ 12.8     | 1,744     | 50.2       | △ 8.5      |

【市全体】

| 区分 | 昭和35年3月31日 |            | 昭和50年3月31日 |            |            | 平成2年3月31日 |            |            | 平成17年3月31日 |            |            |
|----|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|    | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) |
| 総数 | 44,271     | -          | 44,239     | -          | △ 0.1      | 46,915    | -          | 6.0        | 48,690     | -          | 3.8        |
| 男  | 21,614     | 48.8       | 21,578     | 48.8       | △ 0.2      | 22,863    | 48.7       | 6.0        | 23,647     | 48.6       | 3.4        |
| 女  | 22,657     | 51.2       | 22,661     | 51.2       | 0.0        | 24,052    | 51.3       | 6.1        | 25,043     | 51.4       | 4.1        |

| 区分 | 平成27年3月31日 |            |            | 令和3年3月31日 |            |            | 令和7年3月31日 |            |            |
|----|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|
|    | 実数<br>(人)  | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) |
| 総数 | 45,958     | -          | △ 5.6      | 43,772    | -          | △ 4.8      | 41,934    | -          | △ 4.2      |
| 男  | 22,354     | 48.6       | △ 5.5      | 21,323    | 48.7       | △ 4.6      | 20,418    | 48.7       | △ 4.2      |
| 女  | 23,604     | 51.4       | △ 5.7      | 22,449    | 51.3       | △ 4.9      | 21,516    | 51.3       | △ 4.2      |

表 1-1(3)人口の見通し【2020～2050年】

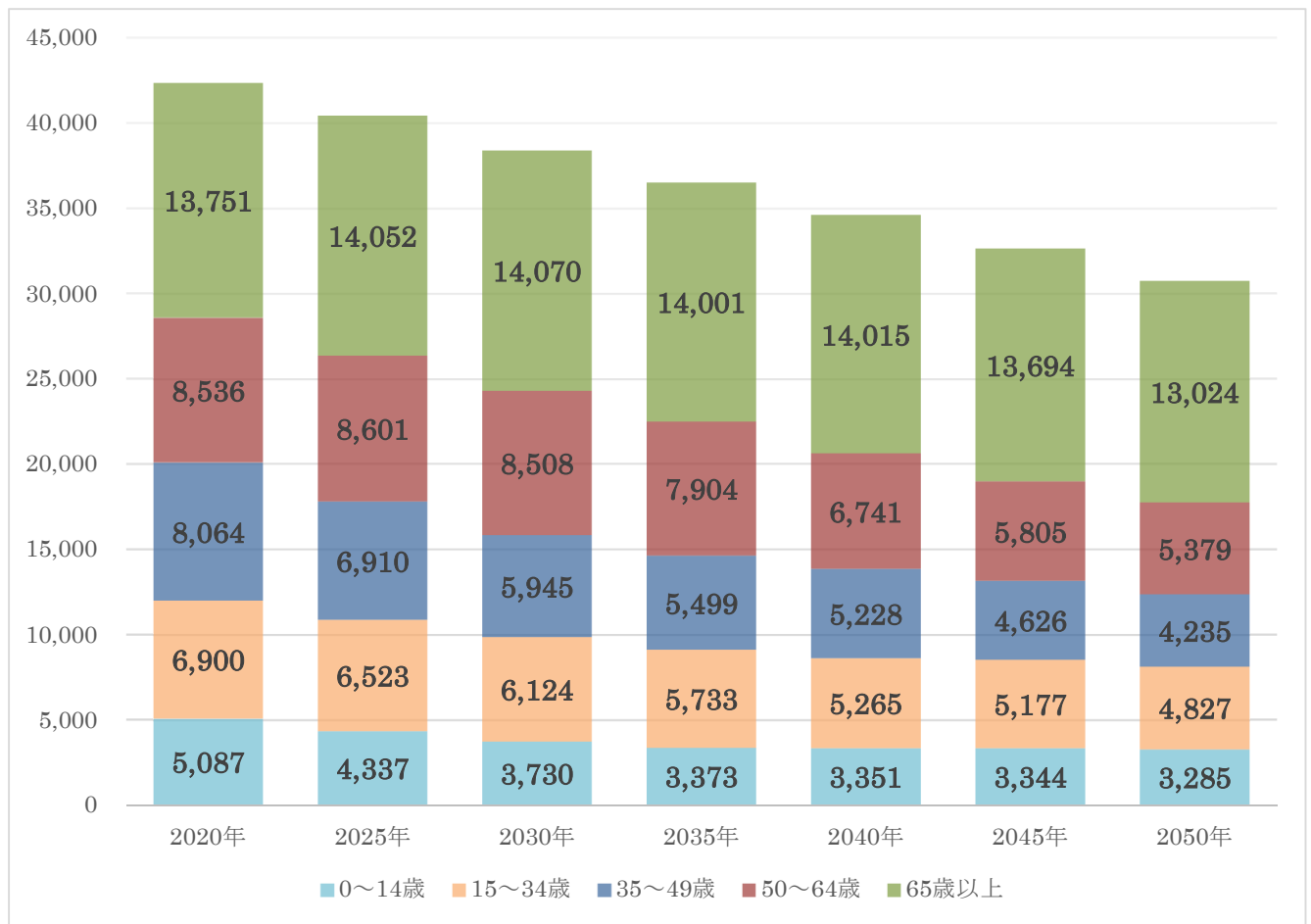


表1-1(4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

【豊田地域】

| 区分                  | 昭和35年     | 昭和50年     |            | 平成2年      |            | 平成17年     |            | 平成27年     |            | 令和2年      |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|                     | 実数<br>(人) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) |
| 総数                  | 3,525     | 3,229     | △ 8.4      | 3,178     | △ 1.6      | 2,760     | △ 13.2     | 2,297     | △ 16.8     | 2,058     | △ 10.4     |
| 第一次産業就業<br>人口比率 (%) | 73.6      | 48.7      | -          | 37.8      | -          | 30.1      | -          | 27.8      | -          | 27.3      | -          |
| 第二次産業就業<br>人口比率 (%) | 7.0       | 23.3      | -          | 26.7      | -          | 25.4      | -          | 22.6      | -          | 21.8      | -          |
| 第三次産業就業<br>人口比率 (%) | 19.4      | 27.9      | -          | 35.4      | -          | 44.4      | -          | 49.5      | -          | 49.8      | -          |
| 分類不能 (人)            | 0         | 1         | -          | 2         | -          | 6         | -          | 3         | -          | 23        | -          |

【市全体】

| 区分                  | 昭和35年     | 昭和50年     |            | 平成2年      |            | 平成17年     |            | 平成27年     |            | 令和2年      |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
|                     | 実数<br>(人) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) | 実数<br>(人) | 増減率<br>(%) |
| 総数                  | 21,801    | 24,072    | 10.4       | 26,671    | 10.8       | 26,687    | 0.1        | 24,618    | △ 7.8      | 23,301    | △ 5.3      |
| 第一次産業就業<br>人口比率 (%) | 57.9      | 38.9      | -          | 31.2      | -          | 25.3      | -          | 23.7      | -          | 22.6      | -          |
| 第二次産業就業<br>人口比率 (%) | 15.5      | 25.1      | -          | 28.9      | -          | 25.6      | -          | 23.4      | -          | 23.1      | -          |
| 第三次産業就業<br>人口比率 (%) | 26.5      | 35.5      | -          | 39.8      | -          | 48.6      | -          | 52.5      | -          | 52.9      | -          |
| 分類不能 (人)            | 1         | 130       | -          | 3         | -          | 158       | -          | 109       | -          | 321       | -          |

### 3 行財政の状況

#### (1) 行政

本市は平成 17 年 4 月 1 日に 1 市 1 村が合併し、旧中野地域に本庁、旧豊田地域に庁舎を置いている。令和 7 年 4 月 1 日現在、市の機構は、市長部局、教育委員会部局、議会事務局、消防本部などで、特別職を除く職員数は 409 人、議員数は 20 人となっており、今後も地域ニーズと財政規模に合った行政改革に取り組んでいくこととしている。

また、第 3 次中野市総合計画では、将来都市像を合併時から一貫して「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」とし、6 つの基本政策「New Nakano」を定め、新しい時代をみんなで切り拓き、中野市らしい成長をめざすこととしている。また、第 3 期中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略を前期基本計画に包含させることで、それぞれを連携させ、整合性を図りながら、総合的かつ重点的に事業を推進している。

しかしながら、人口減少・少子高齢社会等が進む中、昨今は頻発する自然災害や、食料品やエネルギーの物価高騰などの影響からも、市の財政は益々厳しくなると考えられることから、常に市民の視点に立ち、多様化する市民ニーズを的確に捉え、限られた資産や資源により、市民サービスの維持・向上に向け、あらゆる施策に取り組んでいくこととする。

#### (2) 財政

本市の財政状況については、市町村合併による国の財政措置を最大限活用し、効率的な行財政運営に努め、併せて基金残高の確保と市債残高の減少に努めてきた結果、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率は、毎年、早期健全化基準を下回り、健全財政を堅持している。

しかしながら、今後、歳入では人口減少による市税の減収、普通交付税の合併算定替が終了したことによる普通交付税の減収が見込まれ、歳出では、少子高齢化などに伴い扶助費などの義務的経費の増加が見込まれる。また、物価高騰、激甚化・頻発化する自然災害、少子高齢化・人口減少、労働力不足などの情勢の変化と多様化する住民ニーズは、今後、新たな行政需要を生み出すこととなる。

今後も質の高い行政サービスを提供していくため、行財政の更なる効率化と国・県補助金や交付税措置のある起債を活用して事業実施に努めるほか、受益者負担の見直しや自主財源の確保に努めることにより一層の財政健全化を図り、社会情勢や経済情勢の変化、自然災害等に対応した計画的で持続可能な行財政運営を推進していく必要がある。

### **(3) 主要公共施設等の整備状況**

公共施設等については、人口減少や少子高齢社会の進行などによる社会構造の変化や市民ニーズが多様化・複雑化していることに加え、高度経済成長期やバブル経済時に集中的に整備された施設が多く、既に老朽化や耐震性に伴う改修や更新の時期を迎えている。

一方、財政面では、人口減少に伴う納税義務者数の減少や、普通交付税の合併算定替えの終了により、地方交付税が減少するほか、社会保障関連経費の増加など、一層厳しさを増すことが予想され、これまでのような水準で公共施設等への投資を継続していくことは困難であり、公共施設等のあり方については、抜本的な見直しが必要である。

このため、本市における公共施設等の適正な規模とあり方を検討し、マネジメントを徹底することにより、必要な機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効率的・効果的な公共施設等の維持管理に努めていく。

表1-2(1) 財政の状況

| 区分              | 平成27年度       | 令和2年度        | 令和6年度        |
|-----------------|--------------|--------------|--------------|
|                 | 千円           | 千円           | 千円           |
| 歳入総額 A          | 20,825,940   | 29,351,264   | 26,718,087   |
| 一般財源            | 12,970,498   | 13,055,144   | 14,347,770   |
| 国庫支出金           | 1,835,411    | 7,569,511    | 3,385,699    |
| 都道府県支出金         | 1,280,182    | 2,884,532    | 1,465,702    |
| 地方債             | 2,156,429    | 1,622,210    | 1,851,441    |
| うち過疎対策事業債       | -            | -            | 597,500      |
| その他             | 2,583,420    | 4,219,867    | 5,667,475    |
| 歳出総額 B          | 19,942,877   | 28,950,427   | 26,031,435   |
| 義務的経費           | 8,078,146    | 9,340,255    | 9,533,091    |
| 投資的経費           | 2,174,775    | 4,183,261    | 2,983,565    |
| うち普通建設事業費       | 1,997,077    | 2,835,974    | 2,983,565    |
| その他             | 9,689,956    | 15,426,911   | 13,514,779   |
| 過疎対策事業費         | -            | -            | 904,133      |
| 歳入歳出差引額 C (A-B) | 883,063      | 400,837      | 686,652      |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D   | 20,534       | 54,862       | 221,500      |
| 実質収支 C-D        | 862,529      | 345,975      | 465,152      |
| 財政力指数           | 0.49         | 0.54         | 0.57         |
| 公債費負担比率         | 15.0%        | 14.8%        | -            |
| 実質公債費比率         | 7.8%         | 7.1%         | 5.8%         |
| 起債制限比率          | -            | -            | -            |
| 経常収支比率          | 85.1%        | 91.7%        | 90.4%        |
| 将来負担比率          | -            | -            | -            |
| 地方債現在高          | 19,021,816千円 | 19,694,159千円 | 18,892,047千円 |

※1 平成27年度及び令和2年度の値は市町村決算カードより

※2 令和6年度の値は地方財政状況調査及び健全化判断比率をもとに作成

(公債費負担比率は算定対象ではないため、表記していない)

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

【豊田地域】

| 区 分                       | 昭和55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 | 令和 6<br>年度末 |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 市町村道                      |             |             |             |             |            |             |
| 改良率 (%)                   | -           | -           | -           | 38.4        | 36.2       | 37.2        |
| 舗装率 (%)                   | -           | -           | -           | 60.9        | 68.8       | 69.4        |
| 農 道                       |             |             |             |             |            |             |
| 延 長 (m)                   | 9,438.9     | 24,649.5    | 16,724.5    | 7,925.0     | 7,925.0    | 7,925.0     |
| 耕地 1ha当たり農道延長 (m)         | 14.5        | 46.2        | 40.9        | 28.4        | -          | -           |
| 林 道                       |             |             |             |             |            |             |
| 延 長 (m)                   | 9,087       | 12,291      | 12,291      | 12,337      | 12,307     | 12,307      |
| 林野 1ha当たり林道延長 (m)         | 2           | 2.7         | 2.7         | 2.7         | 2.7        | 2.7         |
| 水道普及率 (%)                 | -           | 98.7        | 99.0        | 99.5        | 99.6       | 99.7        |
| 水洗化率 (%)                  | 0.4         | 2.6         | 12.6        | 66.0        | 76.9       | 79.7        |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | 21.3        | 21.9        | 23          | 26.1        | 31.3       | 34.6        |

【市全体】

| 区 分                       | 昭和55<br>年度末 | 平成 2<br>年度末 | 平成12<br>年度末 | 平成22<br>年度末 | 令和元<br>年度末 | 令和 6<br>年度末 |
|---------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| 市町村道                      |             |             |             |             |            |             |
| 改良率 (%)                   | -           | -           | -           | 42.4        | 45.7       | 45.9        |
| 舗装率 (%)                   | -           | -           | -           | 72.6        | 79.1       | 79.5        |
| 農 道                       |             |             |             |             |            |             |
| 延 長 (m)                   | 12,241.9    | 26,821.5    | 1,541.0     | 8,835.0     | 8,835.0    | 8,835.0     |
| 耕地 1ha当たり農道延長 (m)         | 4.2         | 10.5        | 0.7         | 4.3         | -          | -           |
| 林 道                       |             |             |             |             |            |             |
| 延 長 (m)                   | 12,986      | 22,823      | 24,208      | 24,254      | 24,224     | 24,224      |
| 林野 1ha当たり林道延長 (m)         | 2.8         | 5           | 5.2         | 5.3         | 5.3        | 5.3         |
| 水道普及率 (%)                 | -           | 94.0        | 96.7        | 97.4        | 97.3       | 97.2        |
| 水洗化率 (%)                  | 0.2         | 22.3        | 60.6        | 82.7        | 89.1       | 87.7        |
| 人口千人当たり病院、<br>診療所の病床数 (床) | 18.1        | 19          | 17.7        | 16.4        | 13         | 13.3        |

## 4 地域の持続的発展の基本方針

### 【基本理念】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、本市の豊田地域が過疎地域要件を満たすこととなり、過疎地域（特定期間合併市町村に係る一部過疎）として指定を受けた。

豊田地域では、著しい人口減少のほか、少子高齢化や首都圏への人口の一極集中、また農業の衰退などの課題が山積しており、その取り巻く状況は一層厳しさを増している。

しかし、この問題は豊田地域に限ったことではなく、本市全体の課題でもあることから、これまで、総合的・計画的にまちづくりを進めるための基本的な指針である「第3次中野市総合計画」を策定し、長期展望に立ったまちづくりに取り組んできている。

また、国では、地方創生の取組として、国と自治体が一体となり「継続は力なり」という姿勢を基本とし、令和5年度から5か年を期間とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことから、本市においても国、県と連携し地方創生の取組を一層加速させるため「第3期中野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を前期基本計画に包含させ策定し、実践してきている。

### 【将来都市像】

**「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」**

### 【基本政策の6本柱（New Nakano）】

#### ○New Nakano 1 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり（子育て・学校教育）

|    |   |
|----|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"><li>・急激な少子化の時代にあって、中野市の出生数が減少を続ける中、未来のふるさとを担う子どもたちが健やかに生まれ、安心して家庭や地域で子育て・子育てができ、子どもとともに親たちも成長していくための支援が求められている。</li><li>・未来の社会をたくましく生きていくことができる「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を育むバランスがとれた教育を推進することや、家庭・地域・学校が連携し、まち全体で協力して子どもを育てていく取組が求められている。</li></ul>     |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"><li>・安心して結婚・出産・子育てしやすい良質な環境を整え、子育て世帯に選ばれるまちづくりを推進し、子育て・子育て支援の充実に努める。</li><li>・家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て世帯や周囲の人々もいきいきと暮らせるまちづくりを進める。</li><li>・学校教育では、子どもたちがものや人とかかわりながら意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性・国際性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる教育を充実していく。</li></ul> |

## ○New Nakano 2 支えあい健やかに暮らせる健康長寿のまちづくり（健康・福祉）

|    |   |
|----|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康は、市民すべての願いであり、日々の健康づくりや安心して医療が受けられる体制の確立、健康寿命の延伸などが重要となっている。</li> <li>・多様性が求められる時代にあって、高齢者や障がい者など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、みんなで支えあう地域福祉を推進することが求められている。</li> </ul>  |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康は、市民一人ひとりにとってかけがえのない財産であり、幸せな生活を営むための基本となるものである。市民一人ひとりが健康であることは、まち全体の健康にもつながるものである。</li> <li>・全ての市民が、地域で支えあいながら、生涯にわたっていきいきと健康に暮らすことができるよう健康長寿のまちづくりを推進する。</li> <li>・高齢者がいきいきと暮らすことができるよう、自らがフレイル予防に取り組み、生きがいを持って地域で活躍できる環境の整備に努める。</li> <li>・また、必要とする健診が受けられること、安心して医療が受けられること、障がい者や社会的弱者の方々が地域の中で不安なく生活できることなど、行政と地域の関係者が支えあいながら保健・医療・福祉の取組を推進する。</li> </ul> |

## ○New Nakano 3 にぎわいと活力あふれるまちづくり（産業・雇用）

|    |  |
|----|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住定住促進や、産業振興を支えるため、雇用確保、勤労者福祉の推進や新たな産業の創出と育成が求められている。</li> <li>・農業については、後継者の確保・育成や農地の保全のほか、ブランド性や6次産業化などをさらに高め、販路拡大に努めるなど、戦略的な農業振興策の継続が必要である。</li> <li>・商工業については、景気の低迷などにより、本市でも商店・事業所の廃業や規模縮小が見られ、地域産業の活性化や育成支援が求められている。</li> <li>・観光では、地域の魅力をいかした観光資源づくりを進め、交流・関係人口増を図ることが求められている。</li> </ul>                  |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内有数の産地である菌茸類・果樹・野菜等の地場産品について広く情報発信しながら、その振興・発展を図るとともに、長い歴史の中で培われた伝統的な文化や風土、豊富な地域資源を磨き上げ、「信州なかの」ブランドの魅力を高める。</li> <li>・高速道路、新幹線による商圏の拡大を最大限にいかし、企業の経営基盤の強化・安定化、企業誘致・企業立地の推進のほか、起業支援を促進する。</li> <li>・また、農業・商業・工業、そして観光の連携を軸に、雇用創出と地域経済の振興、移住支援の充実を図り、積極的にプロモーションすることで、にぎわいと活力あふれ、女性や若者にも選ばれるまちづくりをめざす。</li> </ul> |

#### ○New Nakano 4 ふるさとを学び育つ文化のまちづくり（文化・生涯学習）

|    |  |
|----|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯を通じた学びの場の提供や伝統文化の継承、文化とスポーツの振興など、人生を豊かにする多様な活動の推進に取り組んでいく必要がある。</li> <li>・貴重な文化・歴史的遺産の保護・保存に努めるとともに、その活用や啓発に取り組んでいく必要がある。</li> <li>・郷土が輩出した多くの文化人たちの偉業を後世に継承するとともに、文化芸術活動に市民誰もが参加できる環境づくりが必要である。</li> </ul>  |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりがいきいきと自由に学び楽しむことは、地域コミュニティや市全体の活力・活性化につながるものであり、余暇の過ごし方や能動的に楽しむことができる環境づくりを総合的に推進する。</li> <li>・中野市固有の貴重な文化・歴史的遺産の意義や重要性の啓発に努め、ふるさと中野市らしさのある学びやつながりを感じることができる機会づくりと、その活用を進める。</li> <li>・中野市出身の数々の文化人やスポーツの振興に寄与した方との縁を通じ、市の魅力ある取組を国内外へ発信する。</li> </ul> |

#### ○New Nakano 5 安心・安全な住みよいまちづくり（移住定住・住環境）

|    |  |
|----|--|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国各地において、毎年のように地震、水害などが多発し、危機管理、防災体制、消防・救急体制の充実が求められている。</li> <li>・市民が不安のない暮らしを送るため、交通安全・防犯対策の推進に加え、消費者・生活者の相談体制の充実を図る必要がある。</li> <li>・高齢化の進行等に伴い、誰もが安心して移動することのできる交通基盤の整備が求められている。</li> <li>・都市基盤施設の老朽化が進んでいるため、これらの適切な維持管理や長寿命化が求められているほか、集中豪雨などへの対策を進める必要がある。</li> <li>・急激に人口減少が進んでいるため、交流・関係人口の拡大が求められているほか、移住定住を促進するための取組を進める必要がある。</li> </ul>  |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が行う防災・減災対策に加え、市民が主体となった取組を推進し、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちづくりを進める。</li> <li>・また、危機管理、消防・救急体制の充実や、交通安全・防犯対策を強化し、事故や犯罪などから市民の生命や財産を守り、安心して暮らすことができるまちづくりを進める。</li> <li>・道路や上下水道などの都市基盤施設の適切な維持管理を進めるとともに、環境負荷を抑え、快適で住みよい循環型社会の構築を目指して、住環境の質の向上に努める。</li> <li>・より身近な生活道路の整備や公共交通の維持と運行コストの削減、駅周辺の利便性向上などにより、市民生活を支える交通ネットワークの充実を図る。</li> <li>・急激な人口減少を抑制するため、本市の魅力を広く発信し、交流・関係人口の拡大に努めるとともに、移住定住促進のための施策を推進する。</li> </ul> |

## ○New Nakano 6 市民参加と協働のまちづくり（協働・行政経営）

|    |   |
|----|---|
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な少子高齢化や人口減少、国際化、情報化等の進行により、社会構造や人々のライフスタイル、価値観が大きく変化している中、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に行政のみで対応することが困難な状況となっている。このような中、すべての市民がお互いの人権を尊重し、市民自らが課題を解決する意識を持ち、まちづくりに積極的に参加することが求められている。まちづくりの主体である市民や、コミュニティ組織の核となる区、NPOをはじめとする市民活動団体などの活動をより活発にしていくためには、市民のまちづくりに対する意識を高めることで活動への参画を促進するとともに、団体の活動に対する支援をしていく必要がある。</li> <li>・地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増しており、持続可能な形で次代へとバトンを継承していくことも中野市全体の大きなテーマとなっている。将来にわたり、安定的に行政運営を行い、市民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用していく必要がある。</li> </ul> |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に暮らす人々の基本的人権が尊重され、市民と行政の適切な役割の分担や、連携による参加と協働のまちづくりを一層推進する。</li> <li>・推進に向けて行政は、多様化する市民ニーズに応えつつ、市民の様々なまちづくり活動に対し、主体性を発揮できるような支援や協力関係の構築など、積極的に役割を果たしていく。</li> <li>・市民と行政の良好なコミュニケーションと信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、行政経営に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化を図る。また、市民の主体的なまちづくりに関する情報についても、共有化を推進する。</li> <li>・さらに、まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図り、市民満足度が高い行政経営、持続可能な財政運営を行うとともに、AI（人工知能）をはじめとする幅広い分野でのICTの戦略的導入を進め、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する。</li> </ul>        |

## 5 地域の持続的発展に向けた重点テーマと目標

### ①重点テーマ

#### 住みよさで選ばれる「薔薇色のまち」なかの

将来都市像「緑豊かなふるさと 文化が香る元気なまち」の実現に向け、前期基本計画の期間において、特に力を入れて取り組むべき視点を重点テーマとして設定する。

### ②New Nakano ターゲット

重点テーマを実現するため、特に力を入れていく目標として6つの「New Nakano ターゲット」を掲げ、各ターゲットは、基本構想で設定した6つの基本政策である「New（新たな）Nakano」と連動している。また、総合戦略を「New Nakano ターゲット」として位置づけ、地方創生の取組をより一層推進していくこととする。

#### New Nakano ターゲット A 子どもど真ん中

少子高齢化が進展する中、子育て支援は持続可能なまちづくりの基盤となる取組である。安心して子どもを産み育てられる環境は、定住促進や地域の活力向上にもつながるまちづくりの源泉ともいえるべきものであり、子育て世代の不安が軽減され、次代の担い手がいきいきと育つまち、誰もが学びやすく多様な成長、いきがい、暮らしがいのあるまちづくりを進める。

| 数値目標    | 基準値          | 目標値(R11) | 備考       |
|---------|--------------|----------|----------|
| 合計特殊出生率 | 1.20(R5)     | 1.38     |          |
| 18歳未満人口 | 5,527人(R7.4) | 4,853人   | 毎月人口異動調査 |

プロジェクト（1）子育て支援施策の充実

プロジェクト（2）小中学校教育の充実

プロジェクト（3）多様な学びの選択と提供

#### New Nakano ターゲット B 健康長寿

健康はかけがいのない財産であり、幸せな生活を営むための基本となるものである。全ての市民が健康で安心して暮らせるよう、健康長寿のまちを目指す。

| 数値目標     | 基準値(R6) | 目標値(R11)            | 備考 |
|----------|---------|---------------------|----|
| 健康寿命（男性） | 81.2歳   | 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 |    |
| 健康寿命（女性） | 84.8歳   |                     |    |

プロジェクト（1）健康長寿の推進

プロジェクト（2）高齢者施策の推進

### **New Nakano ターゲット C 産業振興**

豊かな環境や交通条件など、本市の特徴をいかした産業の振興は、持続的なまちづくりの進展に向けては欠かせないテーマである。地域特性をいかした産業振興をまちづくりの柱とし、農業・商工業・観光サービスなど各産業の振興、産業間連携等、市内外との経済循環構造強化、新たな企業立地促進、担い手や起業の支援など、様々な可能性を追求しつつ、本市の産業力強化に向けた取組を推進する。また、女性や若者の挑戦を支援する。

| 数値目標      | 基準値(R3)   | 目標値(R11)  | 備考 |
|-----------|-----------|-----------|----|
| 農業付加価値額   | 5,890 百万円 | 5,900 百万円 |    |
| 市内事業所就業者数 | 18,552 人  | 18,552 人  |    |

**プロジェクト（１）企業誘致・企業立地の推進**

**プロジェクト（２）起業支援の促進**

**プロジェクト（３）農業・商業・工業の振興**

### **New Nakano ターゲット D 交流・関係人口増加と移住定住促進**

本市出身の数々の文化人やスポーツの振興に寄与した方との縁を紡ぎ、市の魅力ある取組を市内外へ発信する。地域資源とスポーツとを掛け合わせたイベント等の開催により、スポーツツーリズムを推進し、関係・交流人口の増加を図る。急激な人口減少に加え、東京圏への一極集中が進む中、本市の魅力を広く発信し、移住定住を促進する。

| 数値目標            | 基準値(R6)    | 目標値(R11) | 備考 |
|-----------------|------------|----------|----|
| 観光地利用者延べ人数      | 46 万人      | 50 万人    |    |
| 社会動態数           | -110 人(R5) | 0 人      |    |
| 15歳から64歳までの転入者数 | 1,155 人    | 1,200 人  |    |

**プロジェクト（１）ふるさとゆかりの人との交流の促進**

**プロジェクト（２）観光スポーツ・文化の振興**

**プロジェクト（３）移住定住支援の充実**

### **New Nakano ターゲット E 災害に強いまちづくり**

大規模自然災害に備え、市が管理する河川、水路、生活道路、橋梁等の整備・修繕・改良を行い、国・県とともに国土強靱化の取組を推進する。

行政が行う防災・減災対策と市民が主体となった取組により、家庭・地域・行政が互いに協力しながら、災害に強いまちを目指す。

| 数値目標  | 基準値(R6) | 目標値(R11) | 備考 |
|-------|---------|----------|----|
| 市道改良率 | 45.8%   | 46.0%    |    |

**プロジェクト（１）災害に強いまちづくりの推進**

**プロジェクト（２）地域防災力と災害時避難の取組強化**

## **New Nakano ターゲット F 行財政改革**

New Nakano ターゲット A～E を積極的に推進するため、AI・デジタルなどの新技術を徹底活用し、財源の確保と持続可能な財政を実現する行財政改革を積極的に推進する。また、次世代に負担を残さないために公共施設の最適化を図る。

| 数値目標       | 基準値(R6)                | 目標値(R11)               | 備考 |
|------------|------------------------|------------------------|----|
| 将来負担比率     | —                      | —                      |    |
| 公共施設の延べ床面積 | 186,544 m <sup>2</sup> | 177,618 m <sup>2</sup> |    |

**プロジェクト（１）AI・デジタル技術を活用したDXの推進**

**プロジェクト（２）公共事業の最適化**

**プロジェクト（３）財政の健全化の推進**

## **6 計画の達成状況の評価に関する事項**

本計画を効果的かつ効率的に推進するため、成果目標の達成度を明らかにし、「計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）」というPDCAサイクルで管理することにより、継続的な改善活動と総合計画の円滑な推進を図る。

## **7 計画期間**

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

## **8 公共施設等総合管理計画との整合**

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、本市においても今後、公共施設等に係る建替えや改修などの更新費用が増加することが予想される。

また、人口減少などにより、公共施設利用に需要が低下することも想定されていることから、早急に公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減・平準化させ、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっている。

本市では、平成28年4月に長期的な視点に立って公共施設等の最適化を進めていくための基本的な方向性を示す「中野市公共施設等総合管理計画」を定め、この計画に基づき、平成29年4月には「中野市公共施設最適化計画」を策定し、必要な機能を維持しつつ、可能な限り次世代に負担を残さない効果的・効率的な公共施設等のあり方を実現できるよう取り組んできており、総合管理計画で目標とした平成28年度から令和7年度の間延床面積ベースで20%縮減に向け、公共施設の具体的な再配置を定めた。さらには、公共施設の最適化に向けた取組を行うため、令和3年8月に「中野市個別施設計画」を新たに定め、公共施設の安全性や健全性などを確認するための点検診断の実施や劣化状況の確認を行い、今後かかる修繕等を計画的に管理する予防保全による費用の削減など、さまざまな取組を実施しながら、公共施設を将来にわたって適正に管理していくこととしている。

## II 分野別の施策

### 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

##### ア 移住・定住

本市では、少子高齢化に加え、若年層の都市部への流出が顕著となっているが、一方で県外から移住を目的とした一定数の転入も見られ、最近では、コロナ禍を契機として、地方暮らしの関心が高まりつつある。

また、地方暮らしを思い描く都市住民等を対象とした移住相談、移住体験等を推進することにより、相談件数及び移住者数は近年増加傾向にある。

このような状況の中、移住者の受け皿となる住宅や移住者が希望する就労先の不足に加え、いくつかの課題があることから、早急に移住につながる効果的な施策展開が必要である。

##### イ 地域の担い手、人材育成

少子高齢化や若年層の流出により、地域コミュニティの維持機能が低下し、過疎地域等の急速な人口減少が進む中では、地域社会の担い手を地域内の人材のみで確保することに限界がある。

このことから、これまでの取り組みに加え、つながり人口（関係人口）等の拡大に向けた取組が必要となり、地域外からの人材の確保や、地域外の人材等との交流・連携・対流を通じて地域内外の潜在的な人材を顕在化させるなど、さまざまな取組を推進することで、地域の担い手を確保していく必要がある。

豊田地域では 16 の区が運営されており、日常的な助け合いや共同作業を通じて豊かな地域社会が形成されているが、若者世代の流出や高齢化、遠隔地への通勤者が増えたことなどにより、地域を支える人材の不足が顕著となっている集落が増加傾向にあり、区の運営を担うことへの負担感や将来への不安感が増している。

##### ウ 関係者・他市町村との連携

移住者及び地域と関わる者を増やすため、県や関係団体等と連携し、仕事と暮らしをセットにして人を呼び込むための取組を進めている。

また、中野市空き家バンク、宅建協会、住宅メーカーなどが連携し、空き家見学ツアーやお試し期間を設けた移住体験など、さまざまな取組を実践しながら、空き家の有効活用を推進している。

##### エ 地域間交流

都市部住民が希望する地方との関わり方として、具体的に既に移住を検討している者のほか、現居住地のまま、副業・兼業・テレワーク等を活用しながら、県外自治体に移住する「二地域居住」を検討する者、また、都市部にいながら地方の地域のコミュニティとつながりを求める者など多様化してきている。

また、二地域居住やテレワーク等を通じた地域間交流の促進により、定住人口や交流人口でない「つながり人口（関係人口）」が創出され、将来の移住・定住につながるきつ

かけとなっていることから、新たなライフ・ワークスタイルとして、二地域居住や地方でのテレワーク等を促進するうえで、実践者の拠点間移動に係る負担軽減や区域外就学等の対応が必要である。

## **(2) その対策**

### **ア 移住・定住**

雇用の場の確保や少子化対策、子育て支援施策の充実とともに、U I J ターン等ライフスタイルに応じた移住・定住施策を推進し、特に婚活支援、空き家活用による住宅確保対策をはじめとした若者のための移住定住対策を推進する。

主には都市住民を対象としたセミナーの開催やホームページ等で積極的に地域の情報を発信するとともに、本市での「ちょうどいい田舎暮らし」を体験できる滞在企画の提供や空き家の情報発信・あっせんのほか空き家の改修補助等、多様なニーズに応じたサービスを充実させ、一層の移住・定住の推進を図る。

### **イ 地域の担い手、人材育成**

これからの地域社会の運営にあたっては、地域住民、若者、女性、高齢者などの各層がそれぞれの得意分野や強みをいかして参画する必要がある。それぞれが地域を支える人材としての認識をもって積極的に地域活動に取り組めるような支援体制を整備する。

また、新規就農者等の増大を図るため、就農初期段階の負担を支援することで移住就農希望者の参入障壁を軽減し、関係機関と連携しながらサポートすることで、担い手の確保や定着を図り、地域おこし協力隊制度を活用することで過疎地域への人の流れを創出する施策や人のつながりを創出する施策を推進する。

### **ウ 関係者・他市町村との連携**

東京、大阪、名古屋の県相談窓口やN P O 法人等と連携して相談に対応する等、移住相談体制の強化を図る。

また、中野市空き家バンク、宅建協会、住宅メーカーなどが連携し、空き家の見学ツアーやお試し期間を設けた移住体験など、さまざまな取組を実践しながら空き家の有効活用を推進するとともに、広域と連携し、移住希望者に対して地域の魅力等の情報発信を行う。

### **エ 地域間交流**

必ずしも移住・定住をゴールとしない、つながり人口（関係人口）の拡大を促進するため、本市に想いを寄せている県外の方々と地域の方々のつながりをデザインし交流の促進を図るとともに、豊かな自然環境や地域のさまざまな資源をいかした多様な学びの場の提供を通じ、都会の児童生徒・保護者と地域住民との交流による地域活性化等を図るため、山村留学の取組を推進する。

### (3) 計画

本区分については、該当するものはない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

統合により利用されなくなった校舎等は、他の公共施設や民間等による活用を図ることとする。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

農業従事者の高齢化や農業後継者・新規就農者の減少により、遊休荒廃農地が拡大している。

また、地域が有している農道や農業用水路等の農村資源の維持管理が困難なことや、農作物への鳥獣・病虫害等の被害が拡大するなど、さまざまな課題がある。

豊田地域で栽培されている信州の伝統野菜として認定されたぼたんこしょうは、地域の特産品であり、地域において収益力の向上に資する作物である。

しかし、ぼたんこしょうの作付地は標高が高い中山間地に位置し、栽培難度が高い割には安価で取引されていることや、従事者の高齢化等により生産の継続が課題となっている。

#### イ 林業

林業経営は長い年月を必要とする業種であり、木材価格の低迷等から森林所有者の管理、生産意識は低下し、後継者が育たない状況にあるとともに、不在地主の増加により森林の荒廃が進んでおり、産業としての林業の役割は極めて限られたものとなっている。

#### ウ 商業

物価高騰による消費の低迷、インターネットの普及による購入形態の多様化により商店の経営は厳しい状況にあり、大型店舗の出店により、経営規模が小さい商店にとっては厳しい状況となっている。

市内の既存商店は消費動向の把握と経営の安定が課題となっており、販路拡大、新規事業の開拓と設備投資への支援が必要とされている。

#### エ 工業

市内の既存企業は一層の経営基盤の安定が課題となっており、技術の高度化と新たな販路開拓、設備投資への支援が必要とされている。

また、新たな雇用を創出すべく、市外から新たな企業の誘致、市内で起業する創業者への支援が必要とされている。

## オ 観光

特徴的な歴史背景をはじめ、高品質を誇る農産物、季節により多様な表情を見せる自然環境、長きに渡り受け継がれる伝統工芸品、音楽を中心とする文化的土壌など、豊富な観光資源を有している。

また、北陸新幹線の延伸に伴い、交通のアクセス性が大きく向上し、国内旅行者はもとより、外国人旅行者の誘客も期待し得る状況にある。

こうした中、観光の振興を推進するためには、これらの観光資源を有する強みを磨くとともに、観光関連組織との連携、協調により、効果的に情報を発信する必要がある。

また、観光の視野を広げるためには、地域住民の観光への理解を深め、住民主導による観光産業を促進する必要がある。

## カ 雇用・就業

職業相談室を設置して求人情報等の提供を行うとともに、雇用促進奨励金制度により、中高年齢層（45歳以上65歳未満）や障がい者等の雇用促進に努めている。

また、人口減少時代において持続可能な社会をつくるためには、若年者、高齢者、女性、障がい者等を問わず、働く意欲のある人全員が活躍できるよう労働環境を整備することが求められる。

## (2) その対策

### ア 農業

新規就農者支援事業等により、就農初期段階の営農・生活面での負担を支援することで移住就農希望者の参入障壁を軽減し、関係機関と連携したサポートにより、担い手の確保や定着に結び付ける。さらに、農業水利施設などのインフラ整備の支援やデジタル技術の積極的な活用により、作業効率の向上に結び付けるとともに、中心的な経営体への農地利用の集積を図る。

また、農地や農業施設等を新規就農者と結びつける仕組みづくりを構築し、農業従事者を増やすことで遊休荒廃農地の抑制や農業の活性化を図る。

鳥獣等による農作物被害への対策を支援することで、農作物の生産性向上や農業者の生産意欲向上を高め、本市の基幹産業である農業の充実を図る。

特産品のぼたんこしょうについては、生産拡大を目指し、PRや販路拡大、産地交付金を活用することで、栽培方法の継承と地域振興を図る。

### イ 林業

昨今の環境意識の高まりにより、森林の持つ公益的機能が見直され、全国的に森林整備への活動が活発に行われるようになってきていることから、令和元年度から施行された森林環境譲与税を森林整備や人材育成・担い手確保、森林の公益的機能の普及啓発など森林整備及びその促進に関する経費の財源に充て施策を推進し、また、既存制度では整備できず、今まで管理できていなかった森林について、森林経営管理制度の導入により適切な管理を図る。

## ウ 商業

商店街の環境整備と商店経営の安定化のために、信州中野商工会議所に委託して実施している経営相談事業や、国、県、中野市の融資制度を活用するとともに、新規起業家に向けて創業塾の開催や空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金など総合的な支援をすることで、商業の振興を促進する。

この他、既に整備済みであるテレワーク、コワーキングスペースの拠点整備や店舗の設置に対する助成金の支援を行い、新たな仕事創出等を支援する。

## エ 工業

既存企業の経営基盤の安定のため、信州中野商工会議所に委託して実施している経営相談事業や、国、県、中野市の融資制度を活用し経営体質強化を図る。

また、新規販路の拡大や技術の高度化に対応するため、展示会等出展事業補助金や人材育成のための助成金を交付する。

このほか、新たな企業の積極的な誘致と工場立地に対する助成金の支援、創業する企業に対しての情報提供など総合的な支援を行うことにより工業の振興を促進する。

## オ 観光

豊富な農産物や豊かな自然を活かしたアクティビティなど、本市ならではの資源の魅力を高めるため、既存資源の磨き上げや新たな魅力の発掘などによる着地型旅行商品の開発や、ホームページ、パンフレット、SNS等の効果的活用による観光PRを民間機関と連携することで観光振興の強化を図る。

また、農業体験をはじめとする体験型観光や地域内での周遊型観光を推進し、宿泊施設を有する周辺地域と協力・連携することで滞在型観光事業の充実を図りながら、多様化・個性化する様々なニーズに対応するため、観光拠点の整備を継続し、受け入れ態勢を充実させるなど、魅力ある観光地づくりに取り組む。

既存施設を活用して、地域の人・もの・自然といった資源を基にした施設を整備し、合宿誘致・交流促進・関係人口の増加を目指す。

## カ 雇用・就業

企業、サテライトオフィスの誘致を推進し雇用を創出するほか、求職者への求人情報等の提供や助成、地域産業を担う人材育成と職業能力の開発を進めることにより、雇用の促進を図る。

また、市内で新たに起業する者への支援として、空き店舗活用チャレンジ等支援事業補助金等の活用を促すとともに、若年者、高齢者、女性、障がい者等を問わず、働く意欲のある人全員が活躍できるよう労働環境を整備する。

### (3) 計画

| 区分      | 事業名<br>(施設名)         | 事業内容                                       | 事業主体       | 備考 |
|---------|----------------------|--|------------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備<br>・農業      | ○農業水利施設等長寿命化対策事業<br>○野生鳥獣被害防止対策事業          | 中野市<br>中野市 |    |
|         | (9) 観光又はレク<br>リエーション | ○笠倉壁田橋周辺整備事業<br>○(仮称)豊田赤坂農村公園ド<br>ッグラン整備工事 | 中野市<br>中野市 |    |

### (4) 産業振興促進事項

#### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種                             | 計画期間                    | 備考 |
|----------|--------------------------------|-------------------------|----|
| 豊田地域全域   | 製造業、旅館業、農林水産物等<br>販売業、情報サービス業等 | 令和8年4月1日～<br>令和13年3月31日 |    |

#### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)その対策、(3)計画のとおりであり、産業振興について、県及び近隣市町村との連携に努めることとする。

条例により、固定資産税の軽減を行うものとする。

### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

産業振興施設については、施設の再配置や施設のあり方を念頭におきながら、経済状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、施設の必要性や利用者数等を考慮しながら適切な管理・運営等を行うこととし、今後は計画に基づいて施設の適正化に努め、過疎地域である豊田地域の持続的発展に繋げていく。

### 3 地域における情報化

#### (1) 現況と問題点

本市の情報通信基盤は、①「豊田地域におけるテレビ放送難視聴地域対策」を目的に整備された「豊田情報センターケーブルテレビ網」と、②「公共施設間通信」、③「民間ケーブルテレビ放送局から豊田情報センターへの放送電波供給」を目的に整備された「地域情報基盤」からなり、双方を接続し、全市的な情報通信サービス基盤として運用している。

また、当該情報通信基盤の一部を民間事業者に貸し付ける形で、インターネット接続サービスが提供されており、その他、民間事業者が提供する各種通信サービスと併せ、全域的なブロードバンド環境が構築されている。

このうち、「豊田情報センターケーブルテレビ網」については、地上波放送の難視聴地域である豊田地域において、地上波放送を安定的に提供し得る唯一の情報通信基盤であるが、平成11年度にHFC(※1)方式により構築されたものであることから老朽化が著しく、通信障害の発生頻度の増加と、維持に係るコストの肥大化が課題となっている。

また、行政の内部事務については、クラウドサービスの積極利用、番号利用事務系システムの共同運用、テレワークシステムの試験導入等、費用対効果の高い取組みを優先しつつ、順次導入を図っているが、行政運営の更なる効率化は必須の課題であり、各地域間の物理的距離や時間的制約に縛られない行政サービスの提供に向け、自治体DX(※2)の推進を図る必要がある。

加えて、少子高齢化においても持続、発展可能な地域産業の振興に向け、地域DXを積極的に推進する必要があると、とりわけ本市の基幹産業である農業でのデジタル技術の活用は、担い手不足の解消、作業効率の向上の面で、大きく寄与するものと考えられる。

(※1) HFC… (Hybrid Fiber Coaxial) CATVの伝送方式の一つ。基幹部分を光ファイバーで伝送し、光電気変換装置を介して同軸ケーブルで加入者宅へ引き込む方式。

(※2) DX… (Digital Transformation) デジタルテクノロジーにより産業構造を変化させる。

## (2) その対策

情報通信基盤の安定性向上及び維持については、維持経費の高い現行のHFC方式による伝送路について、FTTH(※3)方式にて更改を図り、サービス提供希望世帯へのサービス提供率を100%とする。

また、自治体DX、地域DXの推進については、BPR(※4)の推進により行政事務のフルデジタル化を推進するとともに、自治体情報システムの標準化を踏まえ、AI(※5)、RPA(※6)等を適切なタイミングで導入し、費用対効果の高い自治体DXを推進する。

自治体が所有する情報通信基盤の余剰リソースを積極的に活用し、地域事業者の実証実験等の取組を支援し、地域DXによる地域産業の発展を目指す。(ハイブリッドキャストによる買い物支援、農地のリモート監視、水道メーターのリモート検針等)

(※3) FTTH… (Fiber To The Home) 基地局から各家庭まで光ファイバーがつながっている配線方式。

(※4) BPR… (Business Process Re-engineering) ビジネスプロセスを見直し、抜本的に再設計する手法。

(※5) AI… (Artificial Intelligence) 人が実現するさまざまな知覚や知性を人工的に再現するもの。

(※6) RPA… (Robotic Process Automation) 人間の代わりに業務をこなしてくれる自動化ツール。

## (3) 計画

本区分については、該当するものはない。

## (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分については、該当するものはない。

## 4 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 国・県道

国道 403 号の中野市区間は沿線地域住民の日常生活や社会・経済活動を支えるとともに、上信越自動車道との相乗効果による観光を通じた地域の活性化にとって、大変重要な路線である。

主要地方道須坂中野線は、須高地域と中高地域を結ぶ「幹線道路」としての生活道路であり、地域経済の活性化及び観光振興を図る上で重要な路線である。

豊田地域には、豊田飯山 I C から長野市までをつなぐ国道 117 号、飯山市を起点として豊田飯山 I C ・飯綱町・信濃町を結ぶ主要地方道飯山妙高高原線、開通した豊田中野線（笠倉壁田橋）があり、中野市や飯山市街地へアクセスするための重要な道路として利用されている。

#### イ 市道

重要な生活道路である市道は、市全体の道路整備改良率は 45.9% であり、今後、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、道路維持修繕を実施していく。

なお、豊田地域においては、当地域特有の冬期における厳しさもあり、除雪等による舗装の損傷が進んでいる箇所があるため、引き続き修繕工事等の計画的な整備が必要である。

#### ウ 農道

農道利用者が減少し農道の維持管理が課題となっている。

#### エ 林道

森林環境譲与税を活用し、適切な森林整備を行うため、必要な林道整備が必要である。

#### オ 交通確保対策

地域内には、路線バス（長電バス）及び鉄道（長野電鉄・J R 飯山線）を公共交通の柱として運行し、公共交通の不便な山間部などでは、タクシーやコミュニティバス、乗合タクシーが補うことで住民の利便性の向上に努めている。

しかし、マイカーの普及や過疎化の進行等の影響により、利用者数は年々減少し、公費負担は年々増加していることから、運行路線の見直しやバス停留所の設置等による利便性の向上や運行本数の削減等による経費の削減を図ってきているが、状況は改善されていない。実際に公共交通は、通院や買い物など、日常生活には欠かせないものであるため廃止は考えていないが、利用者数に比べ運行経費が膨大となっているという大きな課題があり、早急に解決しなければならない。

また、通学距離や通学路の道路状況により、児童の徒歩通学が困難な地域や冬期間の降雪により、生徒の自転車通学が困難な地域があることから、計画的な道路整備や冬期間の通学路等の確保が必要であり、子どもだけでなく高齢者等を交通事故から守り、安全・安心を確保しなければならない。

さらに冬期間の安全な道路交通を確保するため、道路除雪機械等の導入や除雪作業基地となる除雪格納庫等の維持・管理を充実させる必要があるほか、地域内の多くの路線は、幅員が狭く急こう配なうえカーブが多く、住民生活への支障が懸念されることから、引き続き道路改良が必要である。

## カ 道路除雪機械等

当地域は豪雪地帯であることから、冬期間の交通確保は重要な課題となっており、迅速で適切な除雪に対応できる除雪機械等の整備を行うなど、地域ぐるみで除排雪活動を推進する必要がある。

## キ その他

道路は最も身近な社会資本であり、人やモノの移動を活発化させ、社会経済の活力を支えるとともに、そこで生活する人々が快適で暮らしやすい道路空間を創出することが求められる。特に、小中学生や高齢者等を交通事故から守り、安心・安全を確保しなければならない。

本市は、小中学生の通学において、通学距離の問題や通学路の歩道等の状況により、徒歩通学が困難な地域が多く存在する。

また、降雪や道路の凍結により、冬期間は自転車通学が困難な地域があり、小中学生の通学路への歩道設置、道路の拡幅改良、街灯新設等の要望も多く寄せられている。

豊田地域においては、令和3年4月の小学校統合により通学距離が延び、徒歩による通学が困難になった地区や歩道の整備要望箇所が多く存在する。

## (2) その対策

### ア 国・県道

国・県道の整備については、市内の各地区間や市外への円滑な交通を確保するため、国・県に対して各同盟会とともに積極的に働きかけを行う。

### イ 市道

住民の生活や経済活動のための重要な基盤として計画的に整備を行う。

また、国・県道へのアクセスの向上や地域間の交流を促進し、今後も長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、道路維持修繕を実施する。

### ウ 農道

農道の整備、維持管理を推進する。

### エ 林道

適正な維持管理を推進する。

## オ 交通確保対策

鉄道（JR飯山線）については、沿線各自治体、関係団体等との連携による地域資源を活かした魅力ある旅行商品の造成や利用促進活動を進めるほか、飯山線観光列車「おいこっと」の運行や新幹線との接続を考慮したダイヤ編成等の要望活動を継続する。

路線バス（長電バス）については、学生の利用が主となっているため、路線バスの運行形態の見直しを図り、路線の維持確保について検討する。

また、路線バスが運行していない地域については、タクシーやコミュニティバス、乗合タクシー等を運行することで、市民の移動の足を確保するとともに、児童等の通園・通学支援として車両の確保等に努める。特に、通院や買い物等の移動の目的に合わせた交通手段を提供できるよう、新たな交通手段を検討する。

冬期間の安全な道路交通を確保するため、道路除雪機械等の導入や除雪体制の整備に努め、市道の冬期における交通の安全を確保するとともに道路改良等の整備を行う。

## カ 道路除雪機械等

冬期間の安全な道路交通を確保するため、迅速で適切な除雪に対応できる除雪機械等の充実や除雪作業基地となる除雪格納庫について計画的に整備を行うとともに、地域ぐるみの除排雪体制の拡充に努める。

## キ その他

小中学生の通学において、通学距離の問題や通学路の歩道等の状況により、徒歩通学が困難な地域ではスクールバスを運行する。

また、降雪や道路の凍結により、自転車通学が困難な地域においては、冬期間のみ公共交通機関による通学とし、電車・バスの定期代を補助する。

小中学生の通学路への歩道の設置、道路の拡幅改良等が必要な箇所について、市道については道路整備を行い、国・県道については、未改良箇所の歩道設置や拡幅改良等を要望する。

豊田地域についても、国・県道で歩道の整備が必要な箇所については、道路管理者等に対し整備を要望する。

### (3) 計画

| 区分                    | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業主体              | 備考 |
|-----------------------|-----------------------|---|-------------------|----|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (1) 市町村道<br>・ 道路      | ○道路改良事業<br>○道路等舗装修繕事業<br>○消雪施設更新事業                                    | 中野市<br>中野市<br>中野市 |    |
|                       | (2) 農道                | ○農道整備事業<br>○水路改修事業  | 中野市<br>中野市        |    |
|                       | (3) 林道                | ○林道整備事業   | 中野市               |    |
|                       | (6) 自動車等<br>・ 雪上車     | ○除雪機械購入事業   | 中野市               |    |
|                       | ・ その他                 | ○除雪格納庫整備事業  | 中野市               |    |
|                       | (8) 道路整備機械等           | ○維持作業機械購入事業   | 中野市               |    |
|                       | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 |   | 中野市               |    |
|                       | ・ 公共交通                | ○ふれあいバス豊田地域運行<br>事業<br>○長電バス永田・立ヶ花線補<br>助事業<br>○乗り合いタクシー深沢永田<br>線運行事業 | 中野市<br>中野市<br>中野市 |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各種公共インフラについては、市民生活に必要不可欠なものであるため安全性を確保しつつ、定期的な点検・診断・計画的な維持補修により長寿命化を図ることとし、今後は計画に基づいて施設の適正化に努め、過疎地域である豊田地域の持続的発展に繋げていく。

## 5 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

中野市水道事業は、供給開始以来、増加する水需要に対応するため水道施設の拡充に努め、安定供給を確保してきた。

豊田地域は昭和 31 年の豊井村・永田村合併に伴う新村建設計画で全村水道事業の実施が決定され、昭和 44 年に上水道事業経営の創設認可を受け、以降、給水量の増加等により 6 回の事業変更認可を受けて、水需要の増加や水質の向上に努めてきた。平成 28 年度末をもって経営の効率化を図るため、中野地域上水道、豊田地域上水道、同時に中野市北部にあった北部簡易水道も経営統合され中野市水道事業として一本化された。

近年の水需要としては給水人口の減少、節水機器の普及、節水意識の高まりなどから、家庭用水道においては減少傾向にあるが、業務用水道においては大口需要者の使用量が増加している状況である。

しかしながら、今後の見通しとしては、社会経済の影響を受けることや、人口の減少に伴う一般家庭の水需要の減少により、全体の有収水量は減少すると予測され、それに伴い、施設稼働率が低下し、効率性が低下することが懸念される。

#### イ 生活排水処理施設

中野市下水道事業は昭和 49 年に公共下水道基本計画として整備計画を策定して以来、計画的に事業を推進してきた。

豊田地域では特定環境保全公共下水道の上今井地区、農業集落排水施設の毛野川地区、永江地区、豊田地区に処理区があり、平成 16 年 6 月の豊田地区の供用開始により、全豊田地域での整備が完了した。

各施設とも供用開始から年数が経過するにつれて修繕費用が増加し、今後大きな更新工事が必要となる施設もある。

また、人口減少等による使用料の減少も考えられることから、施設の適正な維持管理や事業経営の安定化を図る必要がある。

また、水洗化の更なる向上を図るため、豊田地域における下水道区域外での浄化槽の設置を推進する必要がある。

#### ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、北信保健衛生施設組合において、可燃ごみ、金属ごみ、埋立てごみの処理を行っている。

また、資源物の回収については、地区ごとの回収のほかに、スーパーマーケットなどで「資源物日曜回収」を実施している。平成 19 年 10 月にごみ処理の有料化とプラスチック製容器包装の分別を開始し、大幅なごみの減量化につながったが、その後は大きな減量化は行っていない。

し尿処理については、北信保健衛生施設組合で運営している豊田衛生センターにおいて実施してきたが、施設の老朽化及び処理量の減少に伴い、市の独自処理方針を検討し、中野浄化管理センター敷地内にし尿等投入施設を設置した。

## エ 消防施設等

本市は、隣接する山ノ内町と共同し、岳南広域消防組合を構成しており、中野地域に中野消防署、豊田地域に豊田分遣所を設置し消防救急業務を行っている。特に過疎化が激しい豊田地域は、消防水利の充実や貯水槽の耐震化への整備が急務となっている。

消防においては、常備消防の消防力の充実強化を図るとともに、複雑多様化する災害に備えた消防団員の教育研修や安全装備品の充実が求められている。

消防車両資機材においては、機動力の強化に加え老朽化した車両資機材の更新を計画的に行うことが急務となっている。

水防対策においては、千曲川をはじめ夜間瀬川、篠井川、斑尾川、本沢川等主要河川の氾濫及び内水災害の対応が急務となっている。

様々な災害に対応するため常備消防と連携し、情報共有に必要な通信施設として、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線の維持管理を計画的に行う必要がある。

## オ 住宅

中野市内における公営住宅は 331 戸整備されている。昭和 30 年代に建築されたものもあり、耐用年数を経過した住戸も多数ある状態となっている。豊田地域においては、2 団地 14 戸（市営住宅 6 戸、定住促進住宅 8 戸）整備されており、いずれも平成初期頃から平成 10 年代に建設されたものとなる。現状としては、生活環境の低下につながる問題点はないが、年数が経過するにつれ老朽化による弊害が確認される可能性がある。

一般住宅については、民間や中野市土地開発公社による住宅用地の供給が行われてきた。

## カ 公園

本市には都市公園が 21 か所あり、40.24ha が供用されている。中でも一本木公園は、850 種 3,000 株のバラがあり、見頃の時期には全国から人が訪れる憩いの場となっている。

豊田地域においては、農村公園等における子どもの遊び場の安全性を確保するため、老朽化した公園施設の更新等を計画的に行っていく必要がある。

## キ 安全な地域づくり

高齢者を狙った特殊詐欺被害については、依然として発生している状況にあるが、被害防止対策の広報啓発や特殊詐欺被害防止対策設置機器助成金事業等により官民一体の防犯活動を推進することにより、地域全体で犯罪を抑止する意識の向上を図っている。

## ク その他

斎場については、平成 28 年 5 月に北信斎場たびだちの森が完成し、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町の 5 市町で組織された北信保健衛生施設組合が運営している。

## (2) その対策

### ア 水道施設

現在の水道事業は建設拡張の時代から、安全で良質な水を安定供給するという質的充実が求められる維持管理の時代へ移行しており、施設設備等の老朽化に伴う更新改良整備、良好で安定した水源の確保が必要となっている。

アセットマネジメントを活用した計画的な施設の修繕、更新を図り、安定した水道水の供給、水源の保全と水質事故の防止、施設の耐震化、災害時対応体制の強化を行い、令和2年に改定した中野市水道ビジョンの基本目標である「安全で豊かな水を届ける水道」「災害に強く安定供給できる水道」「次世代に続く水道サービス」を目指す。

### イ 生活排水処理施設

「下水道事業は建設の時代から維持管理の時代に変わりつつある」と言われており、中野市下水道事業においても今後は効率的でかつ災害にも対応できる施設の維持管理を行っていかなければならない。

今後は豊田地域においても、ストックマネジメント計画及び最適整備構想に基づく長寿命化や耐震化を図り、あわせて統廃合事業による経営の効率化も検討する。

また、下水道事業経営戦略を定期的に見直し、長期にわたり安定した事業の継続を目指す。

浄化槽については、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図り、生活環境を保全するため、浄化槽設置事業により、地区内の浄化槽の設置を促進し、水洗化率の向上を図る。

### ウ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、ごみの分別収集の徹底による家庭ごみの減量化と再資源化を促進するとともに、広域によるごみ処理体制の推進を図る。

また、中野市衛生自治会と協力し、公害を未然に防止し、健康で衛生的な生活環境の保全を図り、さらに、不法投棄対策として定期的なパトロールと啓発を行う。

し尿処理については、令和元年12月に完成した、し尿等投入施設について、安定した処理を行うため、設備等への改修及び調整等を実施する。

### エ 消防施設等

あらゆる災害に適切に対応できるよう広域市町村圏等の整備計画と整合性を図り、山ノ内町と連携し岳南広域消防組合による消防体制の充実強化を進めるとともに、併せて消防団員の確保や装備、教育訓練の充実を進め団員の資質向上に努める。

また、地震及び自然災害等に的確に対応できる対策強化のため、防火貯水槽の耐震化を行うとともに、河川等に配備した大型排水ポンプの維持管理に努める。

災害時、迅速かつ的確な消防・救急活動が可能となるよう、災害活動の拠点である消防施設の維持管理及び老朽化した消防車両や装備資機材の整備や更新を行う。

また、迅速かつ的確な伝達体制の確立のため、消防緊急通信指令施設及び消防救急デジタル無線の整備更新を計画的に進める。

## オ 住宅

入居者の生活環境の低下や事故を未然に防ぐため、要望のあった箇所については、早急な修繕を実施する。

また、職員による日常点検や定期点検を実施し、異常の有無を早期に確認する。

今後、豊田地域においても、老朽化などによる建替なども考えられることから、地域の実情や需要の変化等を踏まえたうえで、中野市公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な維持管理を行う。

## カ 公園

各公園における子どもの遊び場の安全性を確保するため、公園施設の更新等を計画的に行う。

## キ 安全な地域づくり

特殊詐欺被害については、被害者の大半が高齢者であることから、独居高齢者宅への訪問をはじめ、関係機関等と連携し、特殊詐欺被害を防止するための啓発活動等を行う。

また、電話による被害を防ぐため、特殊詐欺被害防止対策設置機器助成金事業の活用について市民への周知をより強化する。

## ク その他

斎場については、宗教や宗派を問わず利用でき、通夜や告別式を行わない火葬式など近年の多様化に対応した運営を行う。

### (3) 計画

| 区分        | 事業名<br>(施設名)          | 事業内容  | 事業主体                     | 備考 |
|-----------|-----------------------|---|--------------------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (5) 消防施設              | ○小型動力ポンプ更新事業<br>○耐震性防火貯水槽新設工事<br>○消火栓新設工事<br>○岳南広域消防組合負担金 | 中野市<br>中野市<br>中野市<br>中野市 |    |
|           | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業 | ○消防団運営事業  | 中野市                      |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

消防施設等については、市民生活の安全・安心を確保するものであることから、定期的な点検・診断や計画的な維持補修を行い、市消防団の再編結果を考慮した適正な施設管理を図ることとし、計画に基づいて施設の適正化に努め、過疎地域である豊田地域の持続的発展に繋げていく。

また、統合により利用されなくなった校舎等は、他の公共施設や民間等による活用を図ることとする。

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 高齢者福祉

我が国の高齢者は年々増加し続けており、令和7年には団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、今後もさらに高齢化が進行していくことが予想される。

本市においても、総人口が減少している一方で、特に75歳以上の人口が増加しており、高齢化率は令和7年で34.7%となっている。

人生100年時代を迎え、高齢者が健康で生きがいを持ち、地域社会に積極的に参加することは、自らの健康増進や介護予防につながると期待されており、豊かな人生を享受できる生涯現役社会の実現を目指す。

今後、高齢化がさらに進行し、独り暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者等の支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中で、可能な限り住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活を維持できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築し、定着させる必要がある。

#### イ 障がい者福祉

地域生活の支援として、切れ目のない相談支援体制が必要とされている。相談窓口は、市役所担当部署、相談支援専門員、民生・児童委員など各種あるほか、相談支援にはライフステージや障がいに応じた専門的な知識が求められるため、さらなる連携を深めていくことが必要である。

#### ウ 児童福祉

児童数は減少し続けているが、保育や子育てに関するニーズは多様化しており、それに応じた保育所の整備やさまざまな子育て支援を実施している。

豊田地域では、放課後児童クラブ、子育て支援センターを各1か所設置し、子どもの居場所の確保や子育て世代の育児相談事業等を実施している。

#### エ 健康増進

本市では、「健康長寿のまち」宣言を行い、健康寿命の延伸に向け健康増進施策に取り組んでいる。

また、各種健（検）診の受診率向上のため、豊田地域を含め、市内全域で各地区への巡回健（検）診を実施するとともに、健（検）診結果に基づき精密検査の受診勧奨や特定保健指導を行っている。本市では、国民健康保険加入世帯で見ると、全国と比べて、脳血管疾患、虚血性心疾患、糖尿病の死因の割合が高く、早い段階での高血圧、糖尿病の予防改善に取り組む必要がある。

## オ 生活困窮

近年は、高齢者の親と働いていない独身の 50 代の子とが同居する世帯、いわゆる「8050 問題」や、介護と育児に同時に直面する世帯、いわゆる「ダブルケア」、障がいのある子の親が高齢化し介護を要する世帯、ひきこもり世帯などが複合化することにより、生活困窮に至る世帯が増えている。

## (2) その対策

### ア 高齢者福祉

#### ① 地域包括ケアシステムの推進

今後、高齢化が一層進む中での「地域共生社会」の実現に向けて、地域の日常的な課題等を「わが事」と受け止められるような地域づくりの推進や複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備、地域包括センターをはじめとする関係機関等とのネットワークの構築・強化等、社会福祉基盤の整備と地域包括ケアシステムの推進に一体的に取り組む。

#### ② 生きがいつくり・社会参加の支援

明るく活力ある長寿社会の実現に向けて、関係団体等の支援を通じて、高齢者が地域の担い手としての役割を確立し、積極的に社会活動に参加できる環境づくりを促進する。

#### ③ 介護予防・重度化防止・自立生活の支援

高齢者が積極的に社会参加することは、生きがいや役割づくりに繋がり、参加すること自体が介護予防となる。そのため地域住民主体の通いの場等が展開されるよう支援する。

また、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活ができるよう、身体の状態や必要性に合わせて、さまざまな介護予防と生活支援サービスを提供する。

#### ④ 介護サービスの適切な提供

介護保険の各種サービスが、支援を必要とする人に円滑かつ適切に提供されるよう、パンフレットの作成や市ホームページへの掲載等、情報提供に関して充実を図り、介護保険制度の周知・啓発に努めるとともに、ケアマネジャーとの連携を密に行う。

### イ 障がい者福祉

障がい福祉サービスや制度の情報などを、障がい特性に応じ分かりやすく伝えることとし、社会福祉法人に北信 6 市町村合同で相談支援事業、相談支援機能強化事業、機関相談支援センター業務を委託しており、総合相談窓口としての機能充実、北信圏内の障がい福祉サービス資源の有効活用、地域特性による課題への対応を図る。

## **ウ 児童福祉**

保育所については、令和4年度に永田保育園と豊井保育園の2園を統合してとよた保育園を整備し、集団保育が可能な児童数を維持することで、引き続き年齢に応じた保育の実施や保育サービスの継続的な提供を目指す。

子育てのための施設については、サービス機能の充実や経済的な負担軽減等、子育て世帯の多様なニーズに対応する施策を講じるとともに、施設機能の整備・充実を図る。

## **エ 健康増進**

健康寿命の延伸に向け、特定健診、基本健診及びがん検診の受診率向上に努める。

また、高血圧予防のため、減塩運動に取り組むとともに、糖尿病予防のための施策に取り組む。高齢者保健では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組み、生活習慣病の重症化予防及び介護予防を目的として、低栄養防止や口腔機能改善に関する事業を推進する。

## **オ 生活困窮**

生活困窮者自立支援制度について、地域における生活困窮者の早期把握や見守りをしながら、孤立する人がいない地域づくりを進める。

また、まいさぼ中野の事業を中心に、生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する寄り添い型の総合相談体制など、関係機関との連携による支援を行う。

### **(3) 計画**

本区分については、該当するものはない。

### **(4) 公共施設等総合管理計画等との整合**

本区分については、該当するものはない。

## 7 医療の確保

### (1) 現況と問題点

豊田地域の医療機関は、民間の一般病院及び歯科診療所が1か所あるが、近年の高齢化の進行や医療ニーズの多様化・高度化に伴い、第2次救急医療体制や病院群輪番制病院の確保など、広域的な視点で地元医師会や市中心部の基幹病院との連携を強化しながら、より一層の地域医療の充実が望まれる。

### (2) その対策

健康で長生きができる「健康寿命」の延伸を目標として掲げる中で、安心して医療サービスを受けることができるよう、地元医師会が運営する休日緊急診療所や基幹病院への財政支援などにより、医療体制の充実を図る。

### (3) 計画

本区分については、該当するものはない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分については、該当するものはない。

## 8 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

中野市立豊井・永田小学校は令和2年度末をもって統合し、令和3年4月に中野市立豊田小学校として開校した現在、当市では小学校7校、中学校4校で教育を行っている。なお、小学校、中学校ともに、校舎本体やプール施設の経年劣化による施設の傷みが進み修繕箇所が多くなってきたことから随時改修等を行っている。

児童生徒数の減少や多様化する教育内容の変化に対応するため、小中学校規模の適正化に伴う学校施設の整備や機能的な施設、学習内容の充実が必要となっている。

また、ふるさとを大切にすることを育むため、地域の学習資材や人材を活用した学習が重要となっている。

#### イ 生涯学習

市が行っている仕事を講座メニューとした学習会「中野まなびい塾」は、多くの団体・グループに利用されている。

また、「学んで育てる市民のつどい」や公民館、図書館、博物館において各種講座等を開催し、地域の活性化や、一人一人が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習できることを目指し、学習機会の提供をしている。過疎化や高齢化が進む中、地域内の公民館、図書館においては、これまで以上に生涯学習における地域の拠点施設としての役割が求められている。

## ウ 公民館

公民館と地区分館が連携し、文化伝承・食育・各種スポーツイベント等の事業を通じて世代間の交流を深めており、過疎化や高齢化に伴う各地区の事業の担い手不足が顕著になりつつあるため、事業継続に向けた分館組織の再編等について、公民館を含めた地区全体で検討する必要がある。

## エ その他

スポーツ振興については、第2次中野市総合計画の前期基本計画で「市民みなスポーツ」の実現を推進しているが、施設の利用度が高いため予約が困難なことや各種体育施設等の老朽化等が進んでいる。

## (2) その対策

### ア 学校教育

令和8年3月に策定した「第3次中野市教育大綱」の基本理念「ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進」、目指す子どもの姿「ひと・もの・ことと関わりながら学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども」、そして5つの柱である『信州なかの』ふるさと学習の推進「未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり」「小中学校教育の充実」「社会教育・生涯学習の充実」「文化財の保護」の実践を行い、きめ細やかで多様な施策を展開する。

平成28年9月に策定した「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」については、基本方針を策定した当時の想定より出生数が大幅に減少し少子化が急速に進んでいる状況を踏まえ、令和8年2月に基本方針を改訂し、市内小・中学校の適正規模・適正配置に努める。

校舎本体やプール施設等、学校施設の計画的な整備・改修を進めるとともに、快適な教育環境の確保に努める。なお、多額の費用を要する施設については廃止も含めた検討を行う。

豊田地域においては、ふるさとを大切にすることを育むための「ふるさと教育」をはじめ、長年に渡り、この学校を核に、地域の自然、文化、歴史や人材など、地域の教育資源や教育力を積極的に活用し、地域ぐるみで子どもたちの育成に取り組まれており、引き続き、将来を担う地域の子どもたちが、明るく活力に満ち、心身ともに健全に育つため、地域の学習資材や人材を活用した学習が重要となる。

### イ 生涯学習

生涯学習施設や支援体制の整備・充実を図り、地域住民のニーズに沿った講座や教室を開催するとともに、生涯学習に関する情報発信の充実に努める。

また、公民館、図書館、博物館などと連携し、多様な学習活動を促進する。

## ウ 公民館

地区分館が各種事業を継続して実施するため、分館への交付金や必要物品等の貸与に加え、公民館と地区分館が連携を深める。

## エ その他

スポーツ振興を図るため、市が保有する体育施設等を安心して利用できるよう既存施設の改修等を計画的に進めるとともに、スポーツを通じた健やかで心豊かに暮らせる「健康長寿のまち」を推進するほか、市民のニーズに合わせた体育施設等の整備を計画的に進める。

### (3) 計画

| 区分      | 事業名<br>(施設名)                             | 事業内容                      | 事業主体 | 備考 |
|---------|--|---------------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (3) 集会施設、<br>体育施設等<br>・集会施設<br><br>・体育施設 | ○豊田文化センター等整備事業            | 中野市  |    |
|         |  | ○B&G 海洋センター駐車場等舗<br>装改修事業 | 中野市  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

体育施設については、現状の機能を維持し、利用者の利便性、サービスの向上に繋がるよう、複合化や効果的な施設運営を図ることとし、今後は計画に基づいて施設の適正化に努め、過疎地域である豊田地域の持続的発展に繋げていく。

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

社会構造が大きく変化している中、地域のつながりが希薄化してきている。一方で、地域コミュニティは住民にとって最も身近なまちづくりに参加できる場であり、地域の課題を住民自らが主体となって解決し、地域の特色を生かした個性豊かなまちづくりができるよう、地域コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。

豊田地域での地域づくりについて、住民は、行政が提供する公共サービスを受ける顧客という構図の中で展開されてきた。しかし、住民のニーズは多様化・複雑化しており、行政だけでは対応できない時代を迎えている。これまで、地域の活動団体は、それぞれの分野において地域住民の生活に密着したさまざまな課題の解消に取り組み、住民自治や相互扶助などにおいて、大きな役割を果たしてきているが、若者世代の流出や少子高齢化の進展などにより、地域の担い手が不足し地域活動の衰退が懸念される。

このような中で、より民主的で透明性の高い運営や、市民公益活動団体との連携など、時代のニーズに対応した新しい活動展開が求められる。

### (2) その対策

地域住民の誰もが生き生きと暮らせる豊田地域とするため、住民同士が力を合わせ、地域づくりに必要なことを自ら考え、自らが行うことへの意識の高まりや、その中から生まれる自発的な活動を支援し、さらにその課題ごとに住民が具体的な方策を決定・着手することができる体制づくりの強化や協働の精神を育むための、さまざまな取組を積極的に支援するほか、若年層を中心に地域活動に携わる人材の発掘と育成を推進する。

集落では人口の減少や高齢化が続いており、資金的にも厳しいことから、集落の維持が難しい状況にある。このため、地域コミュニティの拠点となる公会堂等の新築、改築、増築等に対し支援を行い、地域コミュニティ活動の活性化を図る。

また、安心して地域コミュニティ活動ができるよう、区長会給付事業に対して補助を行うとともに、地域的な共同活動を円滑に行うことができるよう、地縁団体の認可申請等の支援を行う。

### (3) 計画

| 区分      | 事業名<br>(施設名)                   | 事業内容        | 事業主体 | 備考 |
|---------|--------------------------------|-------------|------|----|
| 9 集落の整備 | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>・集落整備 | ○公会堂建設事業補助金 | 中野市  |    |

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分については、該当するものはない。

## 10 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ア 地域文化等

地域内には、県指定史跡の内堀館跡をはじめとする貴重な文化財や郷土芸能、行事などの伝統文化が残されている。地域の文化財等に対する理解を深めてもらい、文化財等の保護に繋げるため、生涯学習課、公民館、博物館で、郷土資料を活用したイベントや講座等を開催する。

民俗芸能、伝統行事等については、保存会等によって活動が行われているが、伝承者の高齢化、地域の少子化が進行する中で、後継者等人材の育成が課題となっている。

また、貴重な文化を受け継ぎ、文化財の保存・整備を行うとともに、市民への意識啓発を図ることが必要である。

#### イ 音楽

本市は、最も日本国民に歌われるといわれる唱歌「故郷」を作詞した高野辰之の出身地であることから、「故郷のふるさと」として発信しており、音楽を中心としたまちづくりを進めているが、まだ音楽が地域に根ざしたのものとして定着していない状況である。

### (2) その対策

#### ア 地域文化等

有形文化財の適切な保存管理や活用等に努め、伝統芸能等の伝承・継承、活用を支援する。

#### イ 音楽

地域の拠り所である高野辰之記念館を拠点として音楽による地域活性化を推進するため、コンサートなど各種イベントを開催し、音楽を中心としたまちづくりを推進する。

また、より一層音楽を身近に感じ、親しむことができるよう、施設運営及び維持・管理を継続するため計画的な環境整備を進める。

### (3) 計画

本区分については、該当するものはない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域文化振興施設については、利用者の利便性やサービスの向上のほか、複合化や民間活力の活用等を考慮しながら、計画的な点検・修繕により建物の長寿命化を図ることとし、今後も引続き計画に基づいた施設の適正化に努め、過疎地域である豊田地域の持続的発展に繋げていく。

## 1 1 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

地球温暖化や異常気象、乱開発による自然破壊など地球環境を脅かすさまざまな問題を抱え、自然環境に対する意識の改善や資源の有効活用など、持続可能な社会の形成に向けた取り組みが必要である。

中野市地球温暖化防止実行計画における市の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素排出量について、一層の排出量削減に向けた取り組みが必要である。

### (2) その対策

豊かな自然環境や地域固有の資源を活かした自然エネルギーの利活用を推進し、環境保全活動を自ら率先して行動するため、地球温暖化防止実行計画や、中野市環境マネジメントシステムの運用等により、環境負荷の低減と環境保全への貢献を図る。

果樹剪定枝や林地残材等の地域に賦存するバイオマス資源を活用した熱利用への転換について検討する。

### (3) 計画

本区分については、該当するものはない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分については、該当するものはない。

## 1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

社会構造の変化により、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題について、行政だけでは対応することが困難な状況となっている。このような状況の中、NPOやボランティア等の市民活動団体の活動を活発にし、市民のまちづくり活動への積極的な参画を促進していく必要がある。このため、市民のまちづくり活動に対し、主体性を発揮できるように支援を行うとともに、連携を強化し、協働のまちづくりを推進する必要がある。

### (2) その対策

豊田地域では、人口減少や高齢化が加速しており、高齢者の買物や通院などの生活の一部に支障をきたしている状況から、NPOやボランティア、また地域の担い手等が地域のための活動を支援することでボランティア活動等を充実させ、安定した住民生活の確保及び地域コミュニティの活性化等を図る。

### (3) 計画

本区分については、該当するものはない。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本区分については、該当するものはない。

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 区分                    | 事業名<br>(施設名)                    | 事業内容   | 事業<br>主体    | 備考   |
|-----------------------|---------------------------------|--|-------------|--|
| 4 交通施設の整備、<br>交通手段の確保 | (9) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>・公共交通  | ○ふれあいバス豊田地域運行事業<br>○長電バス永田・親川線補助事業<br>○乗り合いタクシー深沢永田線<br>運行事業 | 市<br>市<br>市 | ・冬期間における交通の確保と安全で円滑な社会活動運営が図られる。           |
| 5 生活環境の整備             | (7) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>・防災・防犯 | ○消防団運営事業   | 市           | ・災害・消防防災の体制の強化により、安全で安心な市民生活の維持が図られる。      |
| 9 集落の整備               | (2) 過疎地域持続的<br>発展特別事業<br>・集落整備  | ○公会堂建設事業補助金  | 市           | ・地域づくりに向けた取組であり、地域の活性化及び地域コミュニティの継続等が図られる。 |




---

中野市過疎地域持続的発展計画

---

作成元 総務部企画財政課政策推進係



請 願 書

|                               |                 |         |                                       |
|-------------------------------|-----------------|---------|---------------------------------------|
| 番 号                           | 請 願 第 1 号       | 請 願 者   | 中野市大字吉田 1185 番地 33                    |
| 受付年月日                         | 令和 8 年 2 月 13 日 |         | 中野市議会を傍聴する市民の会                        |
| 件 名                           |                 |         | 石渡 孝男                                 |
| 給食センター新設統合計画の保留及び抜本的再検討を求める請願 |                 | 紹 介 議 員 | 外 2 団体<br>土 屋 博<br>中 村 明 文<br>高 木 尚 史 |

請願趣旨

中野市は現在、南北 2 か所に学校給食センターを有しており、それぞれの築年数は19年及び20年で提供可能給食数はそれぞれ2,500食と2,000食になっています。

市は、2 か所の既存の給食センターを活用しないで、約30億円を投じて3,300食規模の新設統合給食センターの建設計画を進めています。

しかし、市の小中学生数は現在約3,100人ですが、市の出生数の減少傾向が進行すれば将来推計では5年後に約2,300人、10年後に2,000人を割り込み、15年後には1,500人を切ってしまう可能性も推計され、新設統合される3,300食規模の給食センターは、完成後間もなく著しく過大な施設となる可能性が極めて高くなることを見込まれ、市が新設統合を進める根拠と現実とは大きく乖離することになります。以下に問題点を指摘します。

1 ランニングコストの前提が非現実的です

市は、今後 2 施設を15年間運用し続けるランニングコストを約35.2億円と算定しています。しかし、5年後の令和13年には小中学生数が約2,300人となり、既存施設のどちらか 1 施設での給食提供で十分対応可能となります。従って、実際のランニングコストは、令和14年からの10年間は 1 施設分となり、15年間で最大約23.5億円程度に抑えられ、10億円以上過大な試算だと言えます。

2 15年後の新設投資30億円は過大です

15年後の小中学生数は約1,800人～約1,400人と予測され、3,300食規模の施設を新設する合理性はないと考えます。既存施設を 1 か所に集約し、南部学校給食センターの改修費として試算している約9.2億円での対応が可能と考えられ、20億円以上過大な試算だと言えます。上記 1 と併せると、「既存施設を改修した場合」の方が、総費用として10億円程少なくなり財政面で有利と考えます。

3 将来の政策決定に柔軟性を残すべきです

今、約30億円かけて3,300食規模の給食センターを新設統合し、30年～40年先までその施設の使用を確定してしまうのではなく、10年後、15年後の小中学生の数がより確実に見通せる状況になった時点で、その数に応じた最適な施策を判断・選択できる柔軟性と可能性を将来に残すべきと考えます。

以上を踏まえて、下記事項について請願するものです。

#### 請願事項

- 1 給食センター新設統合計画について、現段階での事業決定及び予算化を保留すること。
- 2 給食センター整備のあり方を、人口減少に伴う小中学生数の将来推計を前提に、子育て政策、教育政策及び財政健全化等の観点から総合的に再検討すること。（既存施設の段階的集約・改修を含めた複数の現実的選択肢を考慮すること）
- 3 市民の合意を形成した上で、それを反映して事業を進めること。

請 願 書

|       |  |         |                           |
|-------|--|---------|---------------------------|
| 番 号   | 請 願 第 2 号                                      | 請 願 者   | 中野市三好町一丁目2番10号            |
| 受付年月日 | 令和8年2月13日                                      |         | 中野市美術館建設基本計画の再検討を求める実行委員会 |
| 件 名   | (仮称)中野市美術館建設基本計画(案)に係る本体工事の保留及び計画の抜本的再検討を求める請願 |         | 代表 市川 董一郎                 |
|       |  | 紹 介 議 員 | 中 村 明 文<br>阿 部 光 則        |

請願趣旨

中野市が進める(仮称)中野市美術館建設基本計画(案)(以下「美術館建設計画」という。)について、市は既に測量、設計及び埋蔵文化財の有無の調査のため試掘等の準備行為を実施しています。

しかし、当該準備行為は、市民の参加はもちろん、文化財保護法に基づいて設置される「中野市文化財保護審議会」や博物館法に基づき設置される「中野市立博物館協議会」等に何の打診も諮問もなく、結果、市民や専門家、有識者を含めた十分な審議の場を経ることなく決定された美術館建設計画に基づき進められています。

従って、準備行為が完了したことをもって、本体工事の実施が正当化されるものではありません。むしろ、市民及び議会が建設の是非、内容、規模、建設場所及び財政負担等について十分な結論を出す前に不可逆的な行為が進められた事実は、地方自治の趣旨及び議会制民主主義の趣旨、及び政府の定める「新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱」の趣旨に反していると思われます。

また、市が文化芸術の振興計画策定を定めた「中野市文化芸術振興条例」及び計画決定プロセスにおいて市民の意見を広く反映することを定めた「中野市市民意見提出手続実施要綱」を自ら無視したのと言えます。

現在、令和8年度当初予算案において、美術館建設費の予算計上が推測されますが、前段で指摘しました問題が是正されないまま美術館建設工事が進められることは、将来世代に大きな禍根を残すこととなります。

以上のことから、下記事項について十分な検討を求めます。

請願事項

- 1 美術館建設計画に係る本体工事及びこれに付随する契約行為の執行を保留すること。
- 2 建設地を決定した条件、項目を白紙に戻し、以下の観点を踏まえて計画を再検討し、改

めて議会において事業内容と予算を審議すること。

- ① 市の文化政策（歴史文化財の保存、活用等）、教育政策及び市街地活性化政策等を踏まえた美術館の必要性、目的
- ② 美術館の内容、規模及び建設場所
- ③ 将来にわたる財政的負担の見込み  
（既存施設活用の可能性も含めた初期建設費の最小化、ランニングコストの適正化等の検討を含む）
- ④ 美術館建設による期待効果等
- ⑤ 以上の検討は、専門家、有識者及び関係者を含め市民の参加を前提